

第八十七回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第十号

昭和五十四年五月九日(水曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 塩出 啓典君
理事 源田 実君
長谷川 信君
松前 達郎君
藤原 房雄君
佐藤 昭夫君

委員 岩上 二郎君
熊谷 弘君
後藤 正夫君
中山 太郎君
望月 邦夫君
山崎 竜男君
吉田 正雄君
中村 利次君
柿沢 弘治君

国務大臣 金子 岩三君

国務大臣 科学技術庁長官 半澤 治雄君

政府委員 科学技術庁長官 山口 和男君

科学技術庁振興局長 山野 正登君

科学技術庁原子力局長 牧村 信之君

科学技術庁原子力安全局長 資源エネルギー庁長官官房審議官 児玉 勝臣君

事務局側

常任委員会専門員 町田 正利君

説明員

警察庁警備局警備課長 依田 智治君

防衛庁防衛局運用課長 児玉 良雄君

国土庁長官官房防災企画課長 柳 晃君

消防庁地域防災課長 中川 登君

参考人

動力炉・核燃料開発事業団理事 中村 康治君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

○委員長(塩出啓典君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(塩出啓典君) まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日の委員会に動力炉・核燃料開発事業団理事中村康治君を、また、来る十一日の委員会に電気事業連合会副会長正親見一君、原子力資料情報室高木仁三郎君、東京工業大学教授

授河村和孝君、動力炉・核燃料開発事業団理事長瀬川正男君、日本学術会議中島篤之助君及び日本原子力研究所高温工学室長青地哲男君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(塩出啓典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塩出啓典君) これより質疑に入りま

す。質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田正雄君 先般の委員会でも、原子力発電所の事故に伴う災害の発生、これに対する対策というものをどう講ずるかということについていろいろお尋ねをさせていただきましたが、なおはっきりいたしませんし、残された部分もございしますので、本日さらにこの問題について継続をしてお聞きをいたしたいと思ひます。

この前もお尋ねをしたんですけれども、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」というのが昭和三十九年五月二十七日に原子力委員会決定をいたしておるわけ

です。ところが、この目安というものについては最後のところについて、実際に原子炉事故が生じた場合にとられる緊急時の措置に関連するめやすとは異なった考え方のもとに定めたものである。」と、こ

ういうふうに書かれておるわけなんです。したがって、現実にはそれは原子炉事故が発生したと想定した場合の具体的な防災対策あるいは応急対策というものの

についてどのような計画なり対策というものが講ぜられておるのかという点、この前からお尋ねをしておるわけです。とりわけ、災害をどのように分類をし、この災害の中には当然原

子炉事故そのものの規模というものが前提になつて、たとえば最大事故であるとかあるいは想定事故というものが出てくるわけですね。その事故に応じて放射能漏れが出てくる。その放射能漏れの程度に応じて、呼び方は一級でも二級でもいいですけれども、そういう災害というものが何段階かに分けられると思うのです。それに応じた防災対策というものが立案されておるのかどうか。このことをまず当初にお聞きをしたいと思います。

もうちょっと具体的に申し上げますと、たとえば最大事故が生じた場合、放射能漏れが出る。その場合に一体何キロくらいまで、その当時の気象条件によつても違ふと思うのですけれども、ちょうどこの前もお話し申し上げましたような、原産会議でやっているような、たとえば、どれだけの放射能漏れがあつて、気象条件に従つてどの範囲まで

がどの程度の放射能漏れがあるのかというふうな想定を行った対策、こういうものが現在あるのかどうか。当初にお聞きをしたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 現在の安全審査におきま

す立地の目安につきましては先生の御指摘は御指摘のとおりでございますが、万々一の事故時におきま

す災害対策に對しまして、このような事故想定に基づく対策を立てるという方針で現在のところは臨んでいないわけでございます。

以前にも説明申し上げたかと思いますが、災害が起きま

して、避難等の基準というものを放射線審議会御議論いただきまして、その答申をいただいた線量によりまして、地域住民の被曝を防止する目安

線を定めていただいております。それに基づいて防災業務計画の避難等の施策を講ずるとい

う体系を現在とっておりますわけでございます。したが

いまして、先生の御指摘のような事故想定をし

て、それに合致した対策をモデル的につくって置いてそれで対処するという方式を現段階ではとっていないということでございます。この点に關しましては、スリーマイルアイランドの事故等を参考にいたしまして、万々一原子力施設で事故が起きたときに、効率的にワークアブルな事故対策をとるための技術指針につきましては、現在の住民が受けるであろう線量の目安をつくらなければならないという方法かどうか。この辺についてはいろいろ議論のあるところであらうかと考えておりまして、私もいろいろといたしましては、その辺の考え方につきましては、原子力安全委員会にこの事故対策等に関する特別な専門部会を設置を決定しておりますが、そこで各専門家の御意見を徴しつつ御議論をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから気象の問題につきましては、原子力施設の設置をいたします場合に各種の気象条件を設備前に入手しておきまして、その原子力施設が設置される地域の風向き等の気象条件というものは把握しておるわけでございますので、事故時におきましてはそのデータが活用されるわけでございまして、何分にも緊急時における災害予測というふうなことから、なおそのデータを使つて的確に予測する手法というものをこれから考えていかなければいけないのではないか。一部アメリカにはそういう手法が開発され、今回の事故に当たりましてはそういうものが活用されたということとを言われておりますので、その辺の調査を十分いたしまして、これもそういう点について必要な試験研究を行ひまして、実際に事故がありましたときに都道府県等が適確な指示を出せるような解析手法というものを確立していきたいというふうに考えておるところでございます。

○吉田正雄君 この前いただいた各県の防災計画の中で、茨城が一番最初に計画ができたと思ふんですが、この茨城県の計画を見ますと、第十二節のところで「原子力災害応急対策」で、ここで、災害の分類を「第一種」、「第二種」、「第

三種」、「第四種」というふうに分けてあるんですが、これも、この分け方の文章表現というのはきわめて抽象的なんです。したがって、この分類については科技庁側では科学的にはどういう基準といふんですか、判断の根拠というものが何に基づいてなされるのか、もし決まっておたら聞かざる願いたいと思ひますし、特段の基準がないというふうなことであれば、それはそれで、全国的にやはり統一された基準でないといけないわけですから、そういう点では統一した基準というものを今後おつくりになる考え方がありなにかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之君) 県によりましては、先生御指摘のような一種、二種、三種というふうな定め方をしておることは事実でございます。これの考え方は、大体におきまして県が対策本部をつくり、あるいは地元の市町村がそれに対応した本部をつくるような際の地域の指定と申しますか、事故の大きさによつてこの地域だけでいいというふうなことを配慮した規定であるようでございますけれども、私どもの方の指導基準の方からはつきりしたその辺の方針が示されていないことは事実でございます。私も今回の問題を契機に、そういうふうなきめ細かい指導をぜひしなくちゃいけないんじゃないかというふうなことで、いま鋭意検討中でございますが、この事故想定との絡みとなりまして非常に技術的な問題との絡みがございます。したがって、そういうふうな問題は安全委員会の御検討の結論を踏まえてやりたいと考えておりますけれども、現段階で早急に対処しなければいけないというのを考えております。ちの二つとしては、万々一の事故が起きたときに、中央でそういう点を都道府県を十分指導できるように体制をまず政府間でつくる必要があるというところ。それから専門家を直ちに派遣いたしまして、県並びに市町村が行う防災対策に對して適確な助言を与える専門グループを派遣いたしまして、その助言を得つつ市町村が適確に對応できるように早急に検討すべきである、そう

いう体制整備を早急にすべきであるということ、いま関係省庁と協議しつつ鋭意やっております。その指導、助言の体制につきましては可及的速やかに体制をつくることを考えておるところでございます。

○吉田正雄君 大体わかりましたけれども、私は、この分類といふんですか、想定といふものは非常に大切だと思ひます。非常に高度な科学的な知識と、それから観測機器、さらにはその防災体制に必要な設備等非常にすぐれたものがなければいけないうわけで、市町村段階でそれだけの体制があるといふふうには現状では考えられないわけですから、そこで、それなりの基準というものをやはり科技庁、所管官庁で早急に策定をして自治体に周知徹底をしていく必要があるんじゃないかというふうな私は思つておるわけですので、その点ひとつ十分配慮していただきたいと思ひます。

次に、同じく茨城の場合が一番詳しく書かれておりますから見たんですけれども、災害基本法によりまして、五十八条からじつと六十何条のところをわたつて、退避であるとか、あるいは立入禁止というふうなことが言われておるわけですね。茨城の場合を見ますと、どの町内の皆さんはどういうふうな退避をする、さらには退避場所が掲げられておるわけですね。この退避場所が、学校が中心というよりも、全部学校を退避場所指定をしてあるわけですね、この収容能力の問題よりも、事故の規模によつてこの退避場所が実は退避場所としてはきつめて不適格だという、きつめて原子炉に近いところが非常に多いですね。ちよつと見てみましたら、十一の市町村にまたがっておるわけですね、八十三カ所の退避場所のうち五キロメートル以内が七十七カ所です。想定人員が二万五千五百五十人になっておるわけですね。それから十キロメートル以内になっておるわけですね、七万九千八百八十七人。最近人口がふえておるのか減つておるかちよつとわかりませんが、これはたしか昭和四十九年の四月一日現在の数字なんです、こういう結果が出ておるわけですね。

二
そういたしますと、先般のスリーマイルアイランドの事故から見ましても、五キロ以内とか、場合によつては十キロ以内という小学校なり中学校というものが、実は避難の場所としてはきつめて不適格ではないかというところも想定をされるわけですね、仮にそれが適格であつたとしても、次に一体どういふふうにして避難をさせるのかという具体的な避難のやり方、これは私は大変じゃないかと思ひます。当初報道されたスリーマイルアイランドの場合ですと、約三十分間くらいというのには三十メートル道路が自主的に避難をする人たちの車によつて渋滞をしたということが言われておるわけですね。したがって、この避難先へどのように誘導するのかという点については、これは消防庁あるいは警察庁、さらに深刻な事態によつては八十三条に基づく自衛隊の派遣というふうなことも出てくると思ひます。

そこでちよつと消防庁にお聞きをしたいんですが、けれども、消防庁の方では茨城県の原子力災害応急対策については、これはもちろん地元でも協議をされておると思ひます。したがって、第一種、第二種、第三種、第四種という災害区分に従つて、たとえば第四種の場合、具体的に避難というものが市町村長なりによつて発動されるというふうな場合、どういふふうな退避をさせるのか、具体的な何か計画がございましょうか。このことは同様に治安対策とも絡んで、警察とも十分協議をするということがこの中に書かれておるわけですね。たとえば、「原子力災害の特殊性に鑑み、退避地区及び立ち入り禁止地区の警備の方法及び警備に従事する職員の防護措置等について、あらかじめ治安当局と充分協議しておく。」というところなんです、私は当然これは協議が済んでおるんじゃないかというふうに思ひます。

ちよつとくどくなりまして、消防庁の場合には、もう一回お尋ねしますと、消防庁の場合には、こういう茨城県の防災計画等については十分事前に協議がなされておつたのかどうかということ、具

体的にこれらの退避、避難命令が出た場合の誘導等について、消防庁がどのような任務分担を負わされておられるのか。まずこの点、消防庁にお聞きしたいと思います。

○説明員(中川登喜) ただいま御質問のうちの、警察との協議の問題は、これは協議をやっております。

それから、避難の方法でございますけれども、避難といましては、一応一般防災計画の方に避難のために使う車だとか船舶だとかいうふうなものはどれだけの数があるかということをお聞きして、それを集めて、それによって避難するというふうな相違点がございます。

○吉田正雄君 先ほどもちょっと数字を申し上げましたけれども、十キロメートル以内ということになりますと、五十七カ所、約八万人の人間を避難をさせなければならないんですよ。八万人というと、これは大変な数なんです。自家用車で逃げる方もあるでしょうけれども、自家用車を持っていない人ばかりでもありませんで、寝たきりのお年寄りであるとか、あるいは病院の入院者であるとか、あるいは学校の児童生徒等の避難、これは何万人ということになりますと、もうその辺の自動車会社のバスなんかではとても間に合わない。そういう点で、茨城県の場合には、具体的にこういう避難という事態が出たときに、一体どういう輸送体制がとられるのか。これは消防庁とあわせて警察庁にもお聞きをしたいと思っておりますが、警察庁ではこの辺のようにお考えになっているのか。また、その場合の交通規制等もあると思えますし、これだけの人間をもし避難をさせるとすると、一体どれだけの時間がかかるのか、こういうことも、もしわかったらお聞かせ願いたいと思っております。

○説明員(依田智治君) 茨城県警の方では、県の防災計画等に關連しまして、突発事案対策の措置要領と、それから地元の勝田警察署でも、放射能漏れ等に対する警備計画というのをつくっておりますが、いま御質問のような、具体的に車両が何

台で何分かかるというようなものにつきまして、実際には詰めてないというのが現状でございます。

現在、あの事故以来、警察本部長を長として、原子力施設対策委員会というのを設置して、そういう具体的な問題について関係機関等とも検討を進めてまいりたいということで鋭意努力しております。

○吉田正雄君 現状御説明のとおりだとすると、事故が起きた場合、私は大変な事態になるんじゃないかというふうに思うのです。まず、誘導すべき消防庁なり警察庁なり、それから、これは自衛隊にもお聞きをしたいと思うのですけれども、仮に災害出動命令が下された場合、一体どの程度の防護をして、どの程度出動できる態勢にあるのか、いま言ったように、避難民をどれだけの自動車を用意してという計画はいまのところはつきりしないということですので、それはそれとして、警察なり自衛隊なりにいま言った八十三条に基づく緊急出動命令が出たという場合に、その出動部隊がまず避難しなければならぬ二次災害というふうなことで困るわけですから、そういう点で、どれだけの防護態勢というものが、整備がなされておられるのか。また具体的に避難を誘導する、さらには情勢に応じて、立入禁止という措置がとられるわけですから、そうした場合の交通制限等、私は相当の人員というものを必要とするんじゃないかというふうに思うのです。

そこでまず、警察庁では各施設を有する県にどの程度の装備があるのか。これは、北海道にありまうと、北海道から福井まで持つて行くんだと、それと、これは役に立たないわけですから、そういう点で、現に原子力発電所が設置されている県の消防庁なり県警なり周辺自衛隊のそういう緊急事態に即応した出動態勢、これがどの程度現状で可能なかどうか。これは私は国土庁にもよく聞いておいていただきたいと思いますので、これは全体計画になっていいると思っております。そういう点で、各県ごとに一体どの程度の

ものがあるのか、現状がわかったらまずお聞かせ願いたいと思っております。

○説明員(依田智治君) 前回にもお答えいたしました、五十三、五十四年度で百四十程度の被曝防止器材を関係府県に整備するというところで、具体的に茨城では現在二十近くというように聞いておられるような状況でございますので、これではどうしても被曝防止服を着装して出なければ危険であるというふうな状況下では大部隊は出動できない。まあ結局、周辺対策に当たるといふことになりまして、これにつきましても鋭意今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○吉田正雄君 自衛隊の方に、防衛庁にちょっとお聞きをしたいのですが、見えておりますでしょうか。

どういふ事故が起きるか、私どもとしては、事故が起きない、安全性の確立のために最大限努力をしようというところは、これは当然なことなんですけれども、しかし行政のあり方としては、まさに万々に備えて、仮に事故が発生した場合にどういふ対処のやり方をするかという点で、やっぱり計画がなければいけないと思うのです。

そこで、普通の地震、火災と違わけて、最悪の場合、汚染源を拡大をしない、極力縮小するというのが、私はこの原子力災害の基本原則だと思っております。冷然と言いますならば、死の放射能を浴びた、あるいは死の放射能というものを積んだ、あるいはいっばいつけた自動車というものが周辺に向かってどんどん拡大をしていくというところになったら、これは私は収拾がつかなくなると思っております。そういう点で立入制限、逆に言うと、ひっくり返して、その地域の住民というものを一定地域に、ちょうど伝染病のように隔離をする事態だ。私は最悪の場合生じてくるんじゃないかというふうに思っております。そうなりますと、もう消防庁であるとか、場合によっては、もう警察自体の治安維持という範囲内ではその事態というものは処理し切れないのではないかと私は思

うんです。そうなった場合に、自衛隊として立入制限から、避難ではなくて、逆に隔離というふうなところになった場合の出動準備態勢が一体整っておられるかどうか。これは先ほども申し上げましたように、放射能防護という、そういうものがなければいけませんけれども、そういう態勢が一体自衛隊にあるのかどうか。

さらには、私はもう一つ法的な面でお聞きしたいと思っております。立入制限とか避難は命令ができるというのは法上書いてあるんですけれども、隔離というものが災害法の場合に、法的にそのことは一体隔離ができるのかどうか、この点は所管官庁がどこになるのかちょっとわかりませんし、この辺どこか書いてあったらちょっとお聞かせ願いたいと思っております。もしなければ、将来そういう事態の発生に備えて、国土庁あたりでその点での法整備というものが当然私はなされていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

ということで、当初に防衛庁にお聞きをしたいと思っております。これも原子力発電所施設を持つておる各県ごとにそういう出動態勢というものが現在あるのかどうか。

○説明員(児玉良雄君) 自衛隊は、災害が発生した場合に都道府県知事等の要請を受けまして防災関係機関の実施する防災応急対策の実施を支援することになるわけでありまして、何をやるかにつきましては、災害の態様であるとか、あるいは都道府県知事の要請の内容、たとえば派遣を要する人員であるとか装備であるとか、そういうような知事等の要請の内容、それから関係機関との調整の上で、具体的に個々にとりまわして何をやるかを決定することになろうかと思っております。それで、住民を避難させるか、あるいは一定の地域に引きとめるかというふうなことににつきましては、自衛隊の災害派遣時の権限としまして、人の生命または身体に危険を及ぼすような事態に立ち至ったような場合には関係者に必要な警告を発すると、あるいは危害を受けるおそれのある者

に対してその危害を避けしめるための必要限度で引きとめるとか、あるいは避難をさせるとか、そういうような措置を警察官がその場に行かないときに限って行うことができることになっております。この場合にも、やはり知事等の要請に基づいて関係機関との調整の上で、避難の誘導をするとか、輸送するとかいうようなことが具体的にそのときそのときで決められることになるうかと思ひます。

それで、このような態勢が平時整っているかどうかにつきましては、原子力施設に限らず、自衛隊の各部隊は地域に応じまして警備区域、隊区と言っておりますが、こういう担当区域を持つておりまして、その地域内で発生したことにについては、まずその部隊がその災害に対処するという仕組みになっております。これは各方面、各地域について全部同様でございます。

○吉田正雄君 八十三条の「災害派遣」のところでは、第一項では確かに「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、「部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができ」というのが第一項にあるんですが、第二項のただし書きになりますと、これは知事や市町村長の要請がなくても、「天災地変その他の災害に際して、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができ」ということで、私はむしろ原子力災害等の場合には、状況によってはこういう事態も当然予想されることだってあり得ると思ひます。結果を待ってからと言っておったのでは、まさに原子力災害の特殊性からして間に合わないということがあるわけです。そういう点で、自衛隊としてはあつちこつと協議をされているとか、あるいは科学技術庁の持つておる防護服を借りてなんということにはならぬと思ひます。そういう点で、いま自衛隊としては、そういう災害が出て、独自で緊急に出動するというふうな判断をされる場合、一体どの程度の部隊が派遣

できるのか。これは特に放射能防護という観点から、どの程度の人員というものが派遣できるか。もしわかったら現状をお聞かせ願ひたいと思ひます。

また今後、どういふ点で欠けておるからどの程度の装備というものをこれから備えていかなきゃいけないという、そういう点でも何かお考えがあったらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(児玉良雄君) いま御指摘の自衛隊法八十三条の第二項、緊急を要する場合に都道府県知事の要請を待たずに部隊等を派遣することができるといふ規定を適用すべき場合ではないかというお尋ねでございますが、これは通常、水害であるとか、あるいは火災であるとか地震であるとかいうような、ある程度の経験もあり、私どもで判断できるようなものについては八十三条二項が適用されることはあり得ると思ひますけれども、原子力災害のように、きわめて高度に専門的な知識を要するものにつきましては、私どもはその知識、能力などについて十分持つておらないわけでございますので、私どもの判断だけでこの八十三条第二項を適用して部隊を出動させるということではできないと思ひます。

○吉田正雄君 それはそれで結構ですけれども、できないというのは結構なんです、この前もちょっとお聞きしたんですが、まだ余りはつきりしなかったんですが、いま自衛隊として出動要請があった場合、単なる交通整理とか、通常の火災、火災と違つて、いわゆる放射能から身を守るという、そういう観点での装備部隊というのがどの程度出動できるのか、概数わかつたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(児玉良雄君) 原子力災害に際しまして自衛隊の部隊に派遣を命ぜられた場合に、何を具体的にに行うか、それによつて違つてくるかと思ひますが、出動し得る部隊、これはたとえば東北地方でございますれば福島県の場合、第六師団の部隊が出る。あるいは関東甲信越地方であれば静岡県にある部隊が出るというふうに、先ほども申し

ましたように各部隊がそれぞれ担当区域を持つておりますので、その災害の種類であるとか、そのときの応援すべき活動の内容に応じて部隊を出動させることとしております。したがつて、その目的に沿うものであれば、あらゆる部隊を派遣させることが可能であると考えております。

なお、航空機を持つております部隊につきましては、周辺の地域に所在する部隊に限らず、その所要の航空機をその基地から緊急に派遣をするということも考えております。

○吉田正雄君 これ以上お聞きしても、ちょっとそれ以上の回答は出てこないと思ひますが、再度消防庁と警察庁にお尋ねをいたしますけれども、やはりこの災害発生時の当初は消防庁なり警察の果たす役割りというものが私は非常に大きいと思ひます。そういう点で現状でどうかということになりますと、私はきわめて不十分だと思ひます。また具体的な計画が、いままで各省庁間で十分連絡、協議の上でどれだけの装備が必要かというふうな議論というものが余りなされておらなかつたように承るわけです。そういう点で今度のスリーマイルアイランドの事故というものを契機にして、消防庁なり警察庁としては、独自にはどういふ判断なり、将来に向けてどうあるべきかというふうな点を部内で検討されておたらその検討内容をお聞きをしたいと思ひますし、総合的には国土庁が私を取りまとめをされると思ひますが、まず主管官庁としては、消防庁、警察庁はどういう考え方をもちか、あるいは来年度予算等に向けて何かお考えがあるのかどうかお尋ねをしたいと思ひます。

○説明員(中川登君) 消防庁といいたしましても、災害の程度がどういふふうになるかということとはわかりませんので、そういうふうな災害の程度等がわかりましたならば、これは原子力安全委員会等で検討しておりますから、それがわかりましたならば、その結果を踏まえて対処していきたいと思ひます。○説明員(依田智治君) 警察庁としまして、起

こり得る被害の想定、そういうしたのはまた専門家の方でいろいろ詰めていただきまして、そういう結果を踏まえて、現状はなほ不十分な状況でございますが、何とか来年等に向かって予算措置等努力してまいりたい、このように考えております。

○吉田正雄君 科技庁にお尋ねしますが、いまの消防庁、警察庁の答弁を聞きまして、事が事だけに具体的にどういふ災害が想定されるのかということが明確にならないと、装備等についてもどの程度の装備が必要なのかどうもわからぬと、こういう答弁なんです。したがつて、科技庁としては今後いつごろまでに、その程度のこととしては現状でもわかると思ひますね、どの程度の装備が必要かというところはわかると思ひますが、そういう点ではいつごろまでにその辺の基準といいますか、事故の規模等を想定して協議をされるのかお尋ねしたいと思ひます。

それから国土庁にお尋ねしたいと思ひますのは、いままでのずうつと質疑を聞いていておわかりのとおり、原子力事故というものが発生した場合の具体的な対策というものがまだ確立をされておらないというふうな思われるわけです。したがつて、国土庁としては各省庁の連絡調整機能というのを果たしていただくことになると思ひますが、それをそこそ事故はいつ起こるかともわからないわけです。そういう点で一体いつごろをめどに防災基本法の基本的な見直しといひますか、法改正も私は必要だと思ひます。というのは、原子力災害については災害基本法の中には一言も触れてないんです。しかも、この災害基本法ができたのは実は原子力損害賠償法の後なんです。後ですから、当然原子力損害が発生するということがわかつておつた後につくられた法律でありながら、その中に重要な原子力災害について一言も触れておらない。「その他」という中に包含をされておつたのかどうかわかりませんが、触れられておらないこと自体、私はやはり大きな手落ちであつたんじゃないかというふうな思ひます、今後のめ

どとしてはどういうふうに考えておいでになるのか、これは最後に国土庁にお尋ねをいたしたいと思うんです。

それから、大臣、いまお聞きになっておつておわりのように、事故が起きたら大変ですから、事故を起こさないということがこれはもう最大な点ですね。何と云ってもこれが第一義です。しかし、そうも言っても人間のなすことであり、それから今後原子力事故というものは、やっぱり人間のやることです。人間のミスというものは絶対になくすることはできないわけですね。そういう点で万が一に備えてやはり早急に中央における防災基本計画というものを確立する必要があると思ひますし、それからいま各県を見ましても非常にばらばらなんです。いろんな基準も統一をされていらないことなので、私はやはり早急にこの具体的な防災計画というものをつくっていく必要があると思ひますし、それから単なる机上の計画であつてはいいと云うときに役に立たないと思ひます。アメリカ等でも幾つかの州では年に一回実際に避難訓練というものが行われておるわけですね。そういう点で、私は防災計画とあわせて実際の訓練というものを、これは毎年やるというのは大変でしょうけれども、少なくとも三年なり四年なりに一回くらいというものは避難訓練も行う必要があるんじゃないか、それによつてまた防災計画というものの見直しが必要なんじゃないかと思ひます。この辺に対する大臣の考え方を最後に聞きたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之丞) 具体的な災害想定をどういうふうにするのかという御質問でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、現在の安全審査におきまして事故想定におきましては、ややもすると核分裂生成物が一度に大量に放出するというのが果たしてあるかどうか、万々一の場合にあるかどうか、通常は何らかの原子炉施設の事故があつて逐次出ていく場合の事故もあるというふうな非常にむずかしい問題でございます。したがつて、現在の災害対策に使つ

ておりますのは、住民が——一般人でございますが、二十五レム以上浴びますといういろいろな障害が起きてくるおそれがある、そういう積算線量を下回るように対策をとつていくという考え方で従来やつてきたわけでございます。先生御指摘の具体的な災害想定というところに当たります、そういう住民の受ける被曝量との兼ね合い等非常に技術的にむずかしい問題があるかと思ひます。どういふふうにするかは災害対策を万々一あつたときにワカブルにしていくかという点で非常にむずかしい点があるかと思つておるわけでございまして、したがつて、その辺の問題につきましましては各専門家にお集まり願つて安全委員会と鋭意検討していただきたいと、できれば年内にはそういう結論を出して、現在の都道府県並びに各省の防災計画等に盛り込んでよりよいものにしていこうというふうなことを考えていきたいということ、原子力安全委員会に技術的な問題についてはお願いしておるところでございます。

それからもう一点、先生も御指摘ございましたけれども、原子力施設で事故が起きましたときには、設置者並びに国も協力してその事故の拡大防止ということが一番重要であらうかと思ひます。そういう点につきましても今後の努力が必要であらうかと考えておる次第でございます。そういうふうな各省庁でいろいろ御相談申し上げて防災基本法に基づく災害対策をぜひ早急に整備してまいりたいと思つておるところでございまして、なお、机上計画ではだめで、避難訓練の御指摘もございましたので、この訓練をどういふふうにしたいのかということも今後重要な検討課題として検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○説明員(柳見君) お答え申し上げます。幾つか御質問がございましたが、まず災害対策基本法が原子力発電所の事故関係の点で抜けておるんではないかという御質問でございますが、この点につきましては災害対策基本法の二条で災害について定義をしておりまして、その定義

は、地震とか洪水とか、そういった自然災害のほかに、大規模な火事とか、あるいは爆発、ガス爆発とか、あるいはそれと同じ程度のもので政令で定めるものということで、放射性物質の大量放出が原因となつて被害を生ずるようなものも災害になるという定義をしてございますので、まあ原子力発電所も放射性物質の大量放出というふうな形で中に包含されているというふうに理解しております。

それから次に、中央防災会議等で関係省庁と今後どう詰めていくかという点でございますが、その点につきましては、現在曲がりなりにも国のレベルにおいて、あるいは地方のレベルにおいて防災計画がございまして、しかし防災計画は、事原子力発電所に限らず、まあ理想を申せば毎年あるいはある程度の時間を置きまして、ときどき見直しして、その時点その時点で求める理想に近くかつ現実的であるようなものを修正しながらつくっていくというのが防災計画の一般的な考え方でございます。したがつて、原子力発電所の関係につきましてもそういうことが求められているというところはよく理解しておりますが、何分にも現在持つております防災の各種の計画を見直すときの前提となるべき、あるいは前提として考えるべき事故の想定あるいは被害の想定等につきましては、専門家の方々からの結論を仰いで、それを待つてからでございまして、どういふふうに見直していかないかという点がなかなかわかりませんので、まずそれを専門家の方々にしていただいて、その上で中央防災会議に關係の深いメンバーであります関係省庁と協議いたしまして、できるだけ、すぐできるものは早く、あるいは少し時間をかけるものはかけた上で改定作業を進めていきたい、かように考えております。

○国務大臣(金子岩三君) ただいま政府委員から詳細に御説明申し上げましたが、吉田先生のこの防災対策についての御指摘は、私はもう全く同感でございます。早急に取りまとめるよう鋭意ひとつ各省庁の連絡を緊密にして、御指摘の点を十分

踏まえて早く結論を出したいと思ひます。

○吉田正雄君 次に、これは直接防災そのものではないんですけれども、実は原賠法との関係で若干お尋ねしたいと思ひますが、もし原子力災害が生じた場合に、直接汚染された飲食物の廃棄措置であるとかあるいは売買禁止、あるいは汚染された土地の使用を一定期間禁止をする、たとえば畑作とか稲作というものを禁止をするというふうな措置がとられるわけですね。こういう場合に、原賠法との関係で一体基準というものはあるのかどうか。一応防災計画の中にそういう飲食物の摂取の禁止、制限という項目があるわけですね。そういう項目がある以上、いま言ったような飲食物の廃棄措置であるとか、あるいは土地利用の禁止、こういうものに対する基準がないと、これはまた仮に各県ばらばらであつたり、統一的でないということになると非常にややつこしい問題が出てくるんじゃないかと思ひます。これが現状どうなつていふのかということ、それからこれはちよつとさつき落としたんですが、直接的な防災というよりも、放射線障害を受けた者に対する専門医、あるいは医療機関、こういうものがあるというふうになつていふのか、具体的に原子力施設を所有しておる県なり市町村の専門医あるいは医療機関の数がどれくらいあるのか、あるいはそういう登録制度というものを設けておるかどうなのか、こういう点、現状がどうなつておるか、将来そういうものについてきちつと登録制度を設けていく必要があるのかどうか、どういふふうにお考えになつていふのかということ、それから通産省に対しては、通産省の防災計画を見ますと、これは四十八年の七月二十五日につくられて、非常に詳細にいろいろなことが書いてあるんですけれども、原子力災害については、第2の「防災に関する組織」の1の「防災に関する事務の分掌」のところの「資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課」のところで「原子力発電用施設による災害防止に関すること」というのが一行しか書いてないんです。何かはかに具体

的なあれがありましたら、どこにあるのかちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(山野正登君) 原賠法の適用の基準の問題でございますが、まず先生御質問の、原子炉の運転等によりまして汚染食物とかあるのは汚染田畑の使用禁止といったふうな損害が発生した場合に原賠法適用はどうかという点でございますが、これは原賠法の二条の「定義」にございまして、核燃料物質もしくは核燃料物質によつて汚染された物の放射線的作用による損害であれば、これが御指摘のような汚染食物とかあるのは汚染田畑についての財産的損害であつても原賠法による賠償の対象になるといふふうに判断しておりますけれども、個々のケースにつきまして、どの程度のものであればこれが原賠法に言う原子力損害に当たるかどうかということ、つまり被害者が原子力事業者に賠償を請求する基準といったふうなものはございせん。これは先生御承知のように、原子力損害賠償法というのは、そもそも民事賠償について定めた法律でございますので、そのようなケースがあつた場合には被害者の判断で賠償の請求は行ふべきものであるといふふうに考へておるわけでございます。国としてこれについての基準を定めるといったふうな性格にはなじまないものではないかと考へておるわけでございます。ただ私もとしましては、当事者間でなかなか話し合ひがつかないといったふうなことももちろん想定されますので、そのような場合にできるだけ話し合ひがスムーズにいふように、法律にもございまして、原子力損害の賠償紛争審査会という制度もございまして、そのような場を活用しまして和解の仲介といったふうなことをいたしまして、できるだけ円満裏にこのような賠償が行われるようにという努力をしてみたいと、このように考へております。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生御指摘の通産省の防災業務計画の中におきます原子力災害防止の内容でございますが、ただいま先生おっしゃいましたように、まず組織的な問題といたしま

しては、三ページの一番下でございますように、資源エネルギー庁公益事業部の原子力発電課が原子力発電施設による災害の防止に関することの所掌を行うということがまず書いてございまして、それからその後九ページでございますけれども、そこにはいわゆる予防の処置ということ、

「電気工作物について、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。」というところでございまして、災害が発生した場合または災害発生予防のために「電気事業用に使われております原子炉はこれは電気工作物とみなしてありますので、これを読んでいただく、そういうことで検査またはその他適切な監督、指導を行うということになつております。それからまた、十二ページのところには「情報の収集及び伝達等」という項目がございまして、そこで各省庁間のいわゆる情報を収集、伝達、それから通商産業局長をしましてその所轄の、管轄内の災害の対応ということと考へてございまして。

それで、ただいま省内でいろいろ検討中でございますが、通産省の災害業務計画の考へ方は、大体、被害に遭つた人たちは通産省の所管物資の中でどのようにそれを供給、確保するかという一般的な事項に主に重点を置いてありまして、いわゆる被害者のためにいふか、自分の所管物資を所管しているところが被害を——被害というか、被害者の立場になるということについての問題を余り意識しておりませんので、その点についていま内容について検討をしたいと、こう考へております。

○政府委員(牧村信之君) 食糧の制限の問題で線量的な問題につきましては、先ほど来御説明しております目安線量の中に、集積線量ではございまして、セシウム等につきましては目安線量を一応決めて

ございます。それから医師の登録につきましては、地方の防災計画の中に登録制度までやっておりますところは余りないようでございますが、事故が起きたと

きに日赤であるとか地域の大学病院、地区の医師会等の協力を得るといふような規定の仕方をしておるところが多いわけでございます。この点も今後厚生省等の御指導で、場合によりましては登録制度の問題も検討しなければいけない問題ではないかというふうに考へているところでござい

ます。○吉田正雄君 次に、先般のスリーマイルアイランドの原発事故に関連をして二点ほどお尋ねをいたしますが、まず第一点は、今日まで保険会社によつて支払われた損害賠償の内訳と金額はどうなつておるか、わかつたらお聞かせ願いたいと思

います。○政府委員(山野正登君) 本件につきましては現在なお調査中でございますが、これまで判明した情報を申し上げますと、これは米国のNRCの法規制にたざしたところでございますが、四月の三十日までには保険会社が支払つた金額は合計で百七十一万七千ドルということになっております。

この支払いの内容は、州知事の勧告によりまして避難した周辺五マイル以内の学齢前の子供または妊婦のいる家族に対して支払いが行われているといふこととございまして。さらに、その他の避難した人に対しては各人の申し立てに応じて保険会社がケース・バイ・ケースで処理しているといふこととございまして、このケース・バイ・ケースの処理の内容というのは現在のところまだ不明でござい

ます。○吉田正雄君 それから、先般報道されておりますけれども、住民代表が十数億ドルに上る損害賠償というものをこれは裁判所に提起をしたといふことが報道されておりますが、この内容についてもおわかりでしたらお聞かせ願いたいと思

います。○政府委員(山野正登君) 実は本件につきましては現地に派遣しました職員を通じてNRC等において詳細な内容を手しようにと努力しております中でございまして、現在までのところ私も持っております情報と申しますのは、新聞報道の域を

出ない状況でございます。いずれ判明しましたら御報告申し上げます。

○吉田正雄君 次に、このたび大平総理がアメリカを訪問して、いわゆる日米首脳会談で日米科学技術協力協定というものが結ばれたわけですが、この協定の案文というのは非常に簡潔に書かれておるわけですが、もう少しこの協定の内容について具体的なものがあつたらお聞かせ願いたいと思ひます。たとえばここには経費のこととは書いてありませんが、報道等によると前の福田内閣時代から十億ドルということが盛んに言われておつたわけですが、十億ドルなのかどうなのか、あるいは各分野別の経費の割合というものが概略どの程度になつておるか等、もうちょっと具体的に内容が詰まつておつたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(山口和男君) ただいま先生からお話のございましたエネルギー研究開発に関する日米協力基本協定の件でございますが、この協定は御案内のとおり全体といたしましては前文と十一條からできておるわけでございますが、その主な内容は協力分野につきましては、核融合、石炭液化、光合成による太陽エネルギー転換、地熱エネルギー、高エネルギー物理その他合意する分野といふことで六分野プラスアルファが挙げられておるわけでございます。

なおこの分野の中で当省の重点分野といたしましては、核融合と石炭液化について取り上げるといふことがうたわれております。その分野の中の主な協力のプロジェクトにつきましては、この基本協定の中からは出てまいつておりませんが、日米の間で事務的にいろいろ話し合ひをいたしてありますところを申し上げますと、核融合の方にございまして、一つはダブルットという非円形プラズマ実験装置、これは米国のこれから建設しようとしておる実験装置でございますが、これを利用して日米で共同研究をやるといふことが考へられております。どういふように協力をしていくかという点につきましては、現在細部につ

て日米間で交渉中でございます。核融合につきま
しては、このほかに相互に情報交換を行うと、あ
るいは専門家の交流等を行うというようなことが
考えられておまして、これらにつきましては科学
技術庁あるいは文部省が担当省庁といたしまし
て、今後小委員会等で具体的な実施の方法を詰め
ていくという予定になっております。

それから第二の分野でございます。石炭転換で
ございますが、これは主として日本側では通産省が
担当いたしておまして、これにつきましては二
つばかりその方式が考えられております。一つは
直接水添液化法という方式でございますが、これ
は日本で開発をされております方式でございます
して、これに米国が参加をしてくるということ
でございます。それからもう一つはSRCという
プロジェクトがございまして、これは逆に米国側
で開発を進めておるものでございます。これに日
本側が参加する。また、このSRCにつきま
しては西ドイツがやはり参加をするという話が進ん
でおります。石炭転換につきましては、このよう
な具体的なプロジェクトを想定しつつ今後さらに
具体的な詳細な点を詰めていくという予定になっ
ております。

その他の分野につきましては、小委員会等で今
後さらに話し合いを進めつつ具体化を進めていく
ということになろうかと考えられております。

金額の点につきましては、先ほどの新聞発表で
示されております。十年間に約十億ドルというよ
うな金額が挙げられております。これは、この協
定は一応十年という有効期限で発足するわけで
ございますが、この十年間における先ほど申し上げ
ました分野でのプロジェクトのおおよその規模を
示すという意味で一応暫定的に推定をしておるも
のでございます。したがって、具体的な個々の
プロジェクトの積み上げの数字ではございませ
ん。ただいまのところ、日本側におきましては昭
和五十四年度に日米協力協定の関係の経費を一応
計上いたしておりますが、それを申し上げますと、
核融合につきましては科学技術庁と文部省と

が担当してまいりますが、約二十五億円を五十四
年度の予算に計上いたしております。石炭液化に
つきましては、これは先ほど申し上げましたよう
に通産省が担当いたしますが、全体で八億円ぐら
いを五十四年度に計上いたしております。光合成
につきましては、これは科学技術庁と文部省で
ございまして約八千万円。それから高エネルギー物
理、これは文部省が担当して行いますが約二億
円。その他事務関係経費等加えて昭和五十四
年度には総額約三十六億円を日本側で計上いた
しております。金額につきましては以上のとおり
の状況でございます。

○吉田正雄君　そうすると、この協力協定に盛
られておる内容の個々具体的なものについては今
後の小委員会の中で煮詰められていくということ
ですね。

○政府委員(山口和男君)　御指摘のとおりでござ
います。

○吉田正雄君　なお、この首脳会議の中で例の再
処理問題をめぐってどのような話し合いがなされ
たのか。話し合いがなされたとしたらその内容は
どういう内容であったのかお聞かせ願いたいと思
います。

○政府委員(山野正登君)　今回の日米首脳会議に
おきましては、再処理問題というのは独立した議
題としては取り上げられておりません。原子力
平和利用問題につきましては、これは先生も共同
声明で御案内と存じますが、一般論として、
今後日米双方は増大するエネルギー需要に対応
するために核拡散の防止及び安全性並びに環境保護
の要請と合致した原子力の平和利用を一層促進す
ることが重要であるという共通の認識に達したと
いうことが盛り込まれておりますが、その程度のお話
し合いがあったというふうに承知いたしております。

○吉田正雄君　事前の事務レベル段階での話の中
で、この問題については、通産でも科学技術でも、
米国内側とは全然首脳会議に向けての事前の準備段
階で話し合いはなされなかったんですか。

○政府委員(山野正登君)　事務レベル段階でもこ
の原子力の平和利用と核不拡散強化という両立問
題につきましてはいろいろ話し合いがございまし
たが、しかし再処理問題だけをとり上げての話し
合いというのは一切ございせんでした。

○吉田正雄君　そこでお尋ねをしたいと思います
が、御承知のようにこの再処理法案がございま
す。審議を開始されているわけですね。私をして言
わしむれば、一昨年の例の日米原子力協定をめぐ
っての話し合いの経過からしても、また世界的な
核拡散のきわめて危険な状況というものが最近ま
たいろいろ取りざたをされておるというふうなこ
とがあったり、さらには再処理工場の――再処理
工場のというよりも、再処理技術がまだ私は完全
なものだとは思っていないわけですね。私に完全
なものでないと思っていないわけですね。何で何で
という中で日本でなぜこの第二再処理工場の建設
を急ぐのか。リードタイムが非常に長く要するん
ですという説明はわかりますけれども、何が何でも
この国会で成立をさせなきゃならないという緊急
性を持ったものとは私は思えないわけですね。さ
らには一昨年の例の日米協定の内容からしても、
まだINFCEの最終結果というものが出たとい
うふうにも思われないわけですね。そんなことも
あって、この再処理工場を急ぐ真意と言ったらい
いですが、そういうものがどうももう一つはつき
りしないわけです。それほど重要であるならば、
なぜいまの日米首脳会議でも積極的にこの問題に
ついて議論をしなかったのか不思議でならないわ
けです。

私は、この背景といえますが、真意の中に何か
もつと別のものが隠されておるんじゃないかとい
う気がしてならないわけです。準備段階といいま
すか、そういう準備会社的なものがすでに発足
しておるわけですね。まあ会社ではありませんけ
れども。そういうことで、私はもうすでに新しい再
処理会社の役員構成等も構想されているんじゃない
かという気がするわけです。そんなこともあつ
て、何が何でもこの国会でこの法案を成立させな
いとかういふことが起きてくるという、

そんなこともあつて私はこの再処理法案をひとつ
この国会で上げたいということになっているんじゃない
かという気がしてならないんです。その辺
一体どうなんですか。率直に聞かしてくれと言っ
てもなかなかこれは言いづらい問題なんです、
それはいかがなんでしょうか。

○政府委員(山野正登君)　わが国で原子力の開発
利用を進めるに際しまして一番重要な問題という
のは、燃料とするウラン資源が国内にないわけ
でございますので、外国から輸入しましたウラン資
源というものを最大限に活用するということがわ
が国が原子力平和利用を進める上におきまして欠
くことのできない要件になっておるわけございま
す。そういう意味で、使用済み燃料を再処理し
てそのプルトニウムを再利用するということのた
めに、できるだけ早い機会に国内に再処理能力を
持ちたい、自立の再処理工場を持ちたいというこ
とを考えておるわけでございます。その技術を
国内に確立しますために動燃事業団の東海再処理
工場というものも建設し運転しておるわけござ
います。これに引き続きまして第二再処理工場
というものもできるだけ早く建設したいと考えて
おるわけでございます。

現在の再処理の需給関係を考えますと、東
海の再処理工場の行います再処理量と、それか
ら、やむを得ずただいま海外に役務を委託いた
しております海外委託分、これらを合算しますと大
体昭和六十五年ぐらまでの再処理需要というも
のは賄い得るものでございますが、それ以降につ
いてはまだ何の手当でもないわけでございます。す
で、私も、その時点以降の再処理需要につ
きましては何とかして国内の工場でこれを処理し
てまいりたいというふうに考えておるわけござい
ます。この再処理工場の建設には、これまでの調
査によりまして、十二、三年という非常に長い
リードタイムが必要なのでございまして、その
点を考えますと、ただいま準備に着手いたしま
せん。昭和六十五年ごろの運転開始ということが
非常にむずかしいわけでございますから、そ

ういう意味で私もできるだけ早くこの法案の成立をお願いしたい、できるだけ早く具体的な準備活動に入りたいというふうに念願しておるわけでございます。したがって、政府がこの法案の成立を急ぐ真意は何かという先生の御質問でございますが、これはまさに今後のわが国の原子力平和利用を円滑に推進するためというのがその真意であるというふうに申し上げるべきではないかと考えます。

それから、日米共同決定との関連でございますが、この日米共同決定に盛り込まれております内容と申しますのは、日本国及び合衆国がINFCERの期間中「プルトニウム分離のための新たな再処理施設に関する主要な措置はとらない」との意図を有する」という表現になっておるわけでございまして、こういったような文言が生じました背景としましては、先ほど私が申し上げましたような、日本のエネルギー事情に基づく原子力の今後の進め方というものを日本側から十分に米側に説明しまして、米側もそれを理解した上でこの文言はでき上がったわけでございまして、その結論としてINFCERの期間——当時は二年と考へられておったわけでございまして、その間は新しい再処理工場をつくるための主要な措置はとらないことにしよう、これはわが方がそういう意図を表明をしたわけでございまして、その際にあわせて、主要な措置ではない、法律の改正でございまして、あるいは再処理会社の設立であるとか、さらに用地の選定、取得といったふうなことは、これは進めていきますよという了解もあわせてあるわけでございまして、そういう意味でただいまお願いしております法案の成立を急ぐということと、それから一昨年の日米共同決定とは何ら矛盾しないというふうに考えております。

それから第四点の、日米首脳会議でなぜそれほど重要な問題を取り上げたのかという点でございますが、これは確かに重要な問題ではございますが、今回の日米首脳会議におきましては、もっと基本的な原子力平和利用を今後進めるに当

たつての基本姿勢といったふうなことにつきまして、両首脳は話し合いをされたわけでございまして、その中のこのような個別、具体的な問題については話し合いはなかったわけでございまして。これは今回の日米首脳会議の両首脳の共通の認識を踏まえて今後別途に日米間で政府間交渉をして、現在の共同決定期間以降の運搬方法について日米間で再度協議をしていく、このような運びになろうかと考えております。

○吉田正雄君 一昨年の例の日米共同声明の中にも、いま局長のおっしゃったことがここに書かれておるんですけれども、この中で「使用済燃料の貯蔵の可能性並びにその他再処理に代わる技術的及び制度的な代替策を含めINFCERの結果を考慮に入れる」というふうなことがここに書かれておるわけですね。これと関連をしまして混合抽出法の試験ということがうたわれておるわけであり、かつに「混合抽出法が技術的に実行可能であり、かつ効果的であると両国政府が合意するならば、在来の再処理法から全面的な混合抽出法に速やかに変更される」と、こういうふうなことがうたわれておるわけですね。最終的にその重要な措置といたものが、単なる法案の整理であるとか土地の取得であるというものは触れないんだという説明なんですけれども、私はそのことよりも最終的に日米の合意がなければ再処理工場をつくらなくても運搬はできないかと思うんです。そういう見通しがないのになぜ急ぐのかということがまず一つ大きな疑問なんです。しかも、技術的には混合抽出法は可能であるということが言われているわけですね。ただ、金が余りにもかかるということ、経済性の面からこの混合抽出法についてはいろいろ問題はあろうかと思うんですけれども、技術的には可能だということも言われているわけですね。そういう点で、私はあくまでもこれに固執をされるその真意というのがいまだ二点からどうもわからないので、見通しをまず聞かしていただきたいと思ひますのは、混合抽出法の試験がこの二年間どのように行われてきたのか、その成果はど

うなのかということ、それから最終的に日米で合意に達しなければ、どんなに国内の法案を整理しようとか土地を買収しようとか最終的に再処理工場の運搬は不可能なんです。その見通しがないと私はまだ思っているんですが、その見通しをどのように立てておられるのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(山野正彦君) まず、この混合抽出法についての研究開発の状況からお話しを申し上げますが、混合抽出法につきましては、昨年の二月から東海の再処理施設の中の運搬試験設備において、一つはウランとプルトニウムの混合試料を用いた混合抽出試験、それから一つは、実際の再処理に際して得られる混合溶液を用いた混合抽出試験というものを実施いたしております。これらの試験の結果というものはいま詳細中ですが、さらに要すれば詳細な試験というものを進めまして、今後この東海施設に混合抽出が適用できるかどうかといったような可能性、その効果といったふうなものはこの七月ごろを目標に評価したいというのが現在の立場でございます。

それから、この混合抽出の研究に関連しまして忘れてならないのが混合転換の研究でございます。これは混合転換ができなければ混合抽出をしても意味がないわけでございまして、混合転換の方にございまして各種の混合転換法によりまして、実験室規模でございまして、いろいろな研究を五十三年度行っており、かつスケールアップした装置の製作、据えつけも行っております。この混合転換法の技術的な評価についても本年の七月ごろに行いまして今後実用化の見通しをつけたというふうなことを考えておるわけでございまして。現時点におきまして、現在単体抽出で行っております九十九トンに次ぐ次の再処理というのが、単体抽出でいくのか混合抽出でいくのか、その見きわめというのは現時点ではまだできていないという状況でございます。

それから、米國が将来日本が再処理することに同意するかしないか、その見通しがないのに再処

理工場をつくらなくても仕方がないではないかという点でございますが、これは御指摘のように、日米原子力協定に従いますれば、アメリカ原産の使用済み燃料を再処理する場合には米國との共同決定というものが必要なのでございまして、この点について前回日米間で十分に話し合いをしまして、わが國の核不拡散問題に対する姿勢を含めた原子力平和利用に対する態度というものを米側は十分に理解をしまして一昨年の共同決定に実を結んだわけでございまして、同じようなことは今後も私も期待し得ると考えております。

具体的に申し上げますと、たゞいまINFCERの場におきまして八つの部会に分かれてまして、先ほど先生が共同声明の中で御指摘になりましたような使用済み燃料の貯蔵とか再処理にかかわる技術的な方法とか、まあいろいろのものを含めて検討をしておるわけでございまして、その中の第四作業部会、これはわが國が共同議長國を務めておる部会でございますが、その部会の中の検討におきまして、これは個別の國のプロジェクトをどうするかという場ではございませぬけれども、しかしわが國あるいはわが國と非常に似たような状況にございまして西ドイツ、そういった國の主張する方向、具体的に申し上げますと、再処理をしてプルトニウムというものを軽水炉に利用しましたり、あるいは高速増殖炉に利用するという方向、そういったような方向が、相当な規模の発電國にはきわめて有利であり有益であるといったふうな認識は生まれつつあるところでございます。恐らくそういった方向でこれらの報告というものはまとめていかれることになろうかと考えております。これは今後各國が原子力平和利用を進めるに当たりましてINFCERの結論というものは非常に大きな影響があるわけでございまして、そのINFCERの結論の中にいまだ申し上げましたような内容が盛り込まれていくということになれば、わが國の立場というのは、米國のみならず、多國間の場でも十分に理解され得るというふうに私どもは確信を持っておりますので、そういう

今回のこういう事故等考え合わせますと、踏み込んだ具体性のあるものにこれは検討すべきじゃないかと、こう思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) まず、立地基準につきましてでございますが、先生御指摘のとおり、わが国の立地基準は三十九年に制定いたしました以来、それほど改正がないわけでございます。しかし、現在安全委員会の基準部会におきましてこの辺の改正すべき必要があるかどうかにつきまして今後検討をする方針を出しておりますところでございます。ただ、わが国の原子力発電の安全審査に当たりましては、重大事故あるいは仮想事故等を想定し、その事故の影響を敷地内にとどめるといふ考え方から、非居住区域、低人口区域といふものを設定していただくことも事実でございます。しかも、運用におきましては、この低人口区域も原則として原子力施設のサイト内におさまるよう措置をされておられるという観点からは、諸外国の立地の基準とは非常にゆりというところはなからうかと考えておるところでございます。しかしながら、今回の先生御指摘のようなスリーマイルアイランドの事故等の経験をいろいろ生かしていかなくちゃならないという考え方は安全委員会におきまして真剣に考慮しておるところでございます。また、今後そういう点を踏まえて、この立地基準につきましては安全委員会の専門部会で鋭意検討していただきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤原房雄君 三十九年当時これを設定するに当たりましては、いろいろな角度から検討して定められたと思っておりますが、確かに今日までのこの技術の大きな進歩の中で改善された面もあり、三十九年のものが必ずしも変えなければならぬというふうな短絡的に考えているわけじゃ決していないのであります。しかし、この「事故の定義」というところにあります「重大事故」とか「仮想事故」とかいうことをいろいろ論議した時点では、このたびアメリカで起きたような事故というものは考えられたのかどうか。日本の国はどっちかという国土の狭い面積の中でということがまぐら言葉にすぐ使われるわけでありまして、そういうことと安全性の確保ということとは

これはもう当然切り離して考えなければならぬわけでありまして、比較的大きな事故といえますか、平時といえますか、工学的な事故等についての対策ということでありまして、今回のようなスリーマイルアイランドのようなああいう事故がこの時点で想定されていたかどうかということになります。いろいろな議論のあるところだと思います。いま局長さんからお話でそういう点も含めてということでありまして、こういう事故を契機にしまして、確率論で今日までいろいろなことが言われておりましたけれども、しかし、現実には事故が起きたという問題を踏まえますと、やはり、より厳密にこういう問題については考えていくべきであると思っております。さらに都市との距離——敷地内であるべくこれを抑えるということでありまして、けれども、重大事故の場合にはやっぱりその敷地内と敷地の境界と都市と、こういういろいろな関係性が出てくるんだらうと思っております。また原子力発電所または再処理工場、いずれにしても、こういう処理するものの距離というものは、日本のような将来危険性をばらばらな形のものがあるかどうかが、こういうこと等も考え合わせてこの点については十分な検討が必要だろーと思っております。が、こういうことについて部内でもいろいろな議論がありまして御検討があったらお示しいただきたいと思っております。

○政府委員(牧村信之君) 現段階でこの基準につきましては安全委員会発足後専門部会をつくり委員を任命するという手続を踏んで近々基準部会というものが発足することになっておる次第でございます。したがって、先生御指摘のような格段の動きがいま私ども安全委員会の事務局で行われているわけではございません。しかし、立地基準のほかにいろいろな、現在安全委員会が従来の原子力委員会の基準を引き継いで使っておるものの中にはその他の古い基準もございまして、精力的に見直しをするという方針のもとに作業計画を立てておりますので、いましばらくの御猶予を

いただきたいと、かように考えるところでございます。

○藤原房雄君 これはどこになるか、科技厅になるんですか、今度のアメリカにおきます原発事故を参照いたしますか、この問題から日本の国としてなすべきこととして、きょう午前中もいろいろな避難体制とか住民対策とかいろいろな御議論がございましたが、最近新聞の報ずるところによりまして、原発対策、防災対策として原子力安全委員会のもとに原子力発電所等周辺防災対策専門部会というものを設けて検討するというようなことが言われておりますが、これは決定したのか、今後これを検討しようというのか、そのあたりはどうでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘の専門部会につきましては安全委員会におきまして設置の決定をいたしております。それで、一部の先生がまだ任命し得ない状況でございますが、事務上の重要性にかんがみまして今月中に実質的に会議を発足させることも考えています。事務的な手続を踏んでおるところでございます。この専門部会におきましては、けさほど来いろいろ御指摘もございました防災対策に当たりまして、どういふ技術的な配慮からいろいろな防災対策を考えていくか、主として技術面の問題を検討していただくというようにことで運営を考えておるところでございます。

○藤原房雄君 当委員会におきましても私も何度か、もちろんまた同僚委員からお話ございましたが、やはり、こういう専門的な問題の処理でありますから、専門家によるこの組織体制というものが整備されてなきやならぬだろうというのと、また、きょう午前中もいろいろお話ございましたけれども、警察の出動とか自衛隊の出動といった特別なことでございますから、それ相応の体制または医療機関、こういうものも当然必要になるだろうと思っております。それらのことについては、緊急時に派遣する専門家の組織体制の整備や緊急モニタリング要員や診療、治療に当たる医療機関、こういうこと等を骨子にしてということが

報じられておるわけでありましても、そのとおりですか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のただいまの三つの点のほかに、緊急時におきます連絡体制の整備等を含めて、この問題は関係省庁で早急に具体案をとって、当面万々の事故のときに地元県並びに市町村の防災本部との連携をとり得るよういたしたいと考えておるわけでございます。が、そのほかのいろいろな技術的、専門的な事項につきましては審議に時間がかかることも予想されますので、そういう専門的な事項につきましては、安全委員会の専門部会で専門家の参加並びに関係各省庁の協力を得まして審議を進めていき、その結論を逐次関係各省庁並びに地方公共団体の行います防災計画に盛り込んでいくという二段構えで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤原房雄君 この正式の名前は「原子力発電所等」と、「等」という字が入っているわけでありましても、これは原子力発電所のほかにはどういふものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) この「等」の中には私ども研究開発段階あるいは研究用の原子炉並びに再処理施設を主要なものとして頭に描いておるところでございます。

○藤原房雄君 先ほどお話ございましたが、これは二段構えで進めるということでございますからあれですが、連絡体制につきましても、過日の報道によりますと、原子力発電所の所在する市町村長さんがアメリカへ行かれていろいろな討議の話の中で、大体連絡体制というのは非常に重要な課題の一つだったようにございますが、去年の宮城沖地震のときにもこの連絡といいますが、住民サイドから見ますと情報というものが非常に足りなくて、そういうことでいろいろなことを提言したことがあるんですが、放送施設等もこういう緊急時のときには正確な情報を流すようにやっぱり協力

体制ができなければならぬ。電話でということ、電話は殺到してなかなか個人的にはつかみ得ない、こういうことで平時には考えられないようないろいろなことがこういう異常時のときには起るということ、そういういままでの過去のいろいろな災害等の、しかも原子力というときになりますと、心理的にも非常な不安感がつるわけでございますので、幅広い、そしてまた各般の諸情勢を踏まえて、こういう問題をひとつ今回の教訓としてぜひ確立していただきたいたいのだと要望をいたすわけでありまして、それから、国内の加圧型軽水炉につきましましては、大飯の1号をとめて点検するということが全部が停止して、いま解析をし、そしていろいろ検討をなさっているようでありまして、この大飯の1号については今日までも当委員会ではいろいろ議論のあったところでありまして、相当に安全の確保といえますが、当初はとめる必要がないんじゃないかというふうな議論もあつたところでございますが、いろいろ解析をする中から、やっぱりもう少し検討すべき点が出てきたように報じられておるんですけれども、この辺の経緯というのはどうなんでしょうか。通産省はいらっしゃいますか。――通産省はきょうはいらっしゃらないようなので、それはまた後ほどにいたします。

で、そういう原子力安全委員会のもとにできま専門部会、それを中心としての体制の確立をひとつ要望いたしておきます。

それでは再処理問題に入りますが、過日当委員会におきまして、民営に移管するということがついで、なぜ民営でなければならぬか、民営への道を開くのかということ、いろいろ質疑をいたしたわけでありまして、再処理の必要性、そしてまた民営への窓を開くということに対しての問題についてはいろいろな角度から議論もあつたところでありまして、その中でやっぱり民営ということになりますと経済性というものを度外視するわけにいかないということで、過日もちよっとお聞きいた

しましたが、手元に資料がないということで後日というお話でございました、再処理しないでウランを使い捨てにする場合と、リサイクルで再処理をする、再利用するということが燃料コストの比較です、これはどういうことになりますか。いろいろな比較の方法があるんだらうと思いますけれども、その辺をちよっと伺いたいと思います。

○政府委員(山野正登君) 再処理の経済性につきまして、前々回でございましたが、再処理をしないでウラン資源を使い捨てにする場合と、再処理をしてウランとプルトニウムのリサイクルをして再利用を図る場合、この両方の比較で、私の記憶によりまして、この両方の比較で、私の記憶をすることが大体一割前後安くなるのではないかと、いうことを申し上げたのでございますが、この根拠として二、三の調査の例を御報告申し上げます。

一つは、米国のNRCの行いましたGESMOと呼ばれる報告書によるものでございまして、これはこの検討の対象期間を一九七五年から二〇〇〇年までとしまして、二〇〇〇年時点における発電規模を五億キロワット、それから考えられます炉型の構成は軽水炉としまして、この軽水炉にプルトニウムを利用する、つまりプルトニウムを行うという前提でどうなるか、それ以外にもいろいろな前提条件はあるのでございまして、そういう前提で試算をいたしました結果としまして、リサイクル方式、つまり軽水炉にプルトニウムをサーマル利用をする方が使い捨てにする場合に比べて燃料サイクルの経費が二〇〇〇年までの累積で約八%安くなるという結論が出ております。

それから、同じく米国のエネルギー省の前身でございましてエネルギー研究開発庁、ERDAの調査結果を見ますと、これは調査の対象期間を一九七六年から二〇〇〇年までとしまして、二〇〇〇年時点における発電規模を五億キロワット、炉型の構成は同じく軽水炉にプルトニウムをサーマル利用するという前提で試算をいたしております

が、この場合はリサイクル方式の方が使い捨て方式の七%安くなるという結論になっております。これも同じく二〇〇〇年までの累積での評価でございます。

それから、わが国で行われました調査としまして動燃事業団が行ったものがございまして、これを見てみますと、検討の対象期間を一九七五年から二〇〇〇年までとしまして、発電規模を二〇〇〇年時点で一億二千万キロワット、炉型の構成を軽水炉へのプルトニウムのサーマル利用、それから新型転換炉と高速増殖炉へのプルトニウムの利用という炉型の構成を前提に試算をいたしました結果としまして、リサイクル方式の方が使い捨て方式に比べて一〇%安くなる。これは前二者と違ひまして二〇〇〇年時点における評価でございます。

こういったふうな数字が出ておまして、前提によって大きく変わるものではございまして、傾向としまして大体一割あるいは一割弱程度リサイクル方式の方が燃料サイクル経費が安くなるという結論が出ておるようでございます。

○藤原雄雄君 ウランの有効利用ということや、また安全性確保とか、ただいまの有効利用の中で経済性ということ等も考え合わせて教員の経済性もあるんだというふうなことでございまして、これはいろいろな試算によつていまのお話のように差異があるだらうと思うんですが、私どもが今日この時点でこの法案の審議に当たりまして危惧することというのは、諸外国におきまして、先進国といわれるアメリカ、フランス、西ドイツ、まあこれらの国々におきまして再処理の大型の施設というものが十分な稼働をしていないというところ、しかも民営レベルではまだまいらんな問題が、あつて今後の計画という、こういうことでありまして、現在十分な運転がなされていらないところ、非常に危惧の念を抱くわけでありまして、今後の技術開発、そしてまた現在までの技術の積み重ね、蓄積、こういうものが確立されて、少なくとも十数年後には日本としても十分なものができるだらうという将来の技術の発展とい

うものに大きく依存しているといえますか、それは技術が進歩していくことは当然だらうと思ひますけれども、少なくとも現段階におきましては民営というレベルでの世界各國でも十分な運転をしておるものがないという、こういう将来に大きな期待感といえますか、こうなるであらうというところが大きな問題であるとは思ひます。しかし、これは不可能なことではなくて、逐次その技術が蓄積され、そしてまた解決をされつづつあるということも私も私も認めるにやぶさかではございませうけれども、そういう点で十年先、二十年先と、十数年先のことであるということから、どうして今日出されておることに對して非常にまあ注意深く見なきゃならないという問題もそこにあるわけでありまして。

一つ考えてみましても、アメリカにおきましてこのたびのような事故があらまると、原子力の場合にはちよっと部品を取りかえてというわけにいかない大きな事故につながる場合がしばしば――東海第一工場につきましても、過日來いろいろな説明を受けておられますけれども、実験段階ということで慎重にいろいろな対策を講じているとは言いながら、やはり相当の期間停止をしておるということ等を考えますと、この第二工場の建設に当たりまして、現時点から第二工場の建設に對してこうあるべきだということに對しては、私どもこれを審議する立場としては非常に不透明といえます。そういうことから今後――今日までの問題についてはいろいろな問題が処理され、そしてまた技術的な面についてはそれなりの蓄積としての技術はあろうかと思ひますけれども、今後の課題としまして、私どもは今回のこの法案の審議というの、一つの窓を開くといえますか、こういうことを前提とすると、いろいろなそういう前提条件のもとに審議をするのであつて、これは十年先のことでありますから、やっぱり厳しく、今後の推移については当委員会等が報告を受けるなり、

またいろんな角度から問題については審議をするとか、そういう一つの歯どめといえますか、そういうものがなければならぬんじゃないか。十年先になりましてから、当初この法案のできるときに、どういふことが論議されたか、いろんなことが振り返られるんだらうと思えますけれども、ただ単にこの法案に賛成とか反対とかという、そういう単純な態度だけではなくて、やっぱり審議する私どもも法案を提出する政府側も、ともに十数年先というところに対しての私どもはやっぱり厳しい物の見方というものが必要だろうと、こう思ふんであります。そういうことで、私どももいろんな角度からいろいろ論議をするわけでありまして、政府としてもまた担当の科学技術庁としても、十年先のことであるだけに皆慎重な態度でこの問題についても論議をし、そうしてまた、今日までこの法案提出に当たりましても検討を加えてきたんじゃないかと私は思ふんですけれども、こういう実現が十数年先に対して、現時点で私どもがどう臨むかということは、私どもも今日まで十数年議員生活をしておりますが、こういう法案というものは余りございせん、私どものとる態度というものは非常にむずかしいというふうに考えておるんですけれども、担当の局長または大臣、こういう問題についてはどのようにお考えになつてゐるか、まずその点をちょっと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 藤原先生御指摘のように、確かにこれは十年余りという非常に長いリードタイムを持った、長い道のりを持った建設工事でございまして、その間におきまして絶えず私ども関係者として、民間を含めまして細心の注意を払いながら本計画を進めていく必要があると考えております。で、今後の技術開発というものは、これは当然積極的に取り入れなければならぬと、これはまた安全確保のための規制体制のあり方、あるいはまた安全確保のための規制体制のあり方といったふうなことにつきましても、今後の十年間の間、絶えず私ども当委員会

の引き続いての機に於いての御審議を経た指導を得ながら進めていく必要があるというふうな考えでおるわけでございまして、現在までに積まれた努力のみに甘んじて、あとは安易に考えておるというところでは決してございせん、引き続き官民を挙げて御指摘のような努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○国務大臣(金子岩三君) 具体的なことは政府委員からいろいろお答えしておりますが、基本的な姿勢は御指摘のとおりでございまして、今後、原子力の研究開発は当然いままでもより以上にやはり力を入れていかなければならない。わが国のいゆる資源を持たない国であるがゆえに、特にこれに熱心に取り組んでいかなきゃならないと思ふのでございまして。したがって、これは安全が大前提で、いつも申し上げますとおりでございしますが、安全はもちろんのこと、いわゆるこの種のものを民間にやらせるといふことは、やはり国の立場で国費でやるのよりも、どちらかというところから先十数年かかってこれが完成するまでは、やはり政府の責任は当然私はいままでと同じような責任を分担してこれを推進しなげなならない。いわゆる三年がかりでこの法案を御審議いただいておりますのも、やはり慎重を期するがゆえに国会の方でも時間をかけて御審議いただいておりますけれども、今後この改正までも、当然政府がその責任を負つてこれを推進していかなくやならない、このように政府の責任を今後もひとつ十分とていくべきと決意をいたしております。

○藤原厚雄君 今度のこの法案の改正につきましては、当初出された法案が二分されまして民間に一つの道を開くということ、それから再処理施設について内閣総理大臣の使用前の検査や定期検査を受けることを義務づけるといふこと、こういうこと等を規定して、そのほかの関係規定を調整するといふ、こういうことだろうと思ふのでありますが、民営化問題につきましては、それがよ

リベターであるかどうか、これらについては過日来的委員会でもいろいろな議論をし、私もそのなかに決して理解できないことではないのでありますが、安全性といふことと経済性といふことと、またこれから非常に変化の激しい社会の中で、十年先のことをいままでもいふ議論をしたことがどれだけの規制といふことか、なるのか、いろいろなことを考えると議論のあるところだと思ひますが、いふのは、やっぱり膨大な投資をしてなされなければならない、こういうこと、そしてまた、人の生命にかかわる重大な再処理工場といふことで、やはり民営に道を開くにはそれなりの厳しい規制といふものがなければならぬと思ひます。今日までもいろいろ論じられておりますように、電力会社といふのはどちらかというところ、事故があつても率直にその事故の報告がなかったり、こういうことで非常に関係者のひんしゆくを買うようなことがしばしばありました。こういうことが絶対ないような歯どめも必要だらうと思ひます。また経済性のことについて、先ほどのいろいろお話し申し上げましたけれども、相当な巨額の投資をして建設をする、しかも、先ほどの局長のお話のように、リサイクルすることによって経済性が高まるというお話でござい

ますが、過日来的アメリカにおきましてあのスリーマイルのような事故がどういふ形で起きないとも限らない。一たび事故が起きると、それは非常な多額の投資を必要とするといふことを考え合わせますと、民営に道を開くといふことはそれなりの二重にも三重にも厳しい規制をし、そしてまた十分な検討を加えた上でなければならぬかなかなか容易に認め得ないものだといふふうな考えざるを得ない。こういうことでもいままでもいろいろお話しございましたが、これは審議をする私どもにもそれなりの責任もあるわけでありまして、立法府としてはそれなりの監視の目を光らしていかなければならぬと思ひますけれども、当局としまして十分今後の推移をひとついふような形で見守つていくようにしなければならぬと思ひます。

それで、今度のこの法案の改正のことについてちょっと二、三お聞きしたいと思ふんですが、ちょうどいま通産省の審議官がいらつしやいましたので、さつきは当委員会には必ずいらつしやるのだと思つてゐるものだからうっかりしましてあれですが、先ほど原子力発電所等周辺防災対策専門部会のことについて、いろいろ原子力安全委員会のもとに置かれますこの専門部会のことについて質疑をしたわけでありまして、それなりの科技庁からの考え方、そしてまた今後に対する私の一つの提言も申し上げたわけでありまして、大飯の1号炉が当初はとめる必要もないのだといふふうな言われておりましたが、いろんな角度から検討した末点検することになりました。点検してみますと、おいそれと簡単に――解析の結果が通産省からいろいろ中間報告が何か出たようでありまして、けれども、原子力安全委員会としましては、もう少し疑義があるといふことで運転再開にはまだ至っていない。そういうことでどういふ点が問題になつてゐるのか。そしてまたこの検討にはどのぐらいの時間を要するのか。またほかのいまちやうど定期検査でとまつておりましたものについて同様な政策が――政策といふんですか対処が必要なかどうか、その辺のことについてはどうでしょうか。

○政府委員(児玉勝臣君) まずお答えする前に、おくれまして参りましてどうも申しわけございませんでした。

ただいま先生おっしゃいました大飯発電所の加圧器水位計に関連しますECCSの解析の問題でございましてけれども、この件につきましては四月の二十四日に解析の中間報告をいたしまして、その後五月一日にエネルギー庁としてはその解析結果からどういふような判断をしたらいいかということ、エネルギー委員会の方にその結果に基づいて御説明いたしたわけでござい

スともにプラントが安全に停止するということが一応解析の上でははつきりいたしましたので、現在の施設のまゝ運転しても差し支えないものと考えております。

また、一次冷却水の移送を早期に遮断するために、原子炉圧力低信号によりまして格納容器サンプ移送系を遮断する回路を付加するというようにいたしたいと、そういうことで安全委員会の方にその御意見を求めているという状況でございます。特に安全委員会の方についてはその発電炉部会という下部機構におられまして、それについてさらに検討を加えていただいておりますところでございます。そのグループに対して私たちがいろいろと御説明を申し上げているという状況でございます。通産省として何か宿題を特にいたしておるというところでは現在はないと思っております。そういう意味で安全委員会の御審議をお待ちしておるという状況でございます。

また、大飯以外のPWR型のECCSに関連する解析につきましても、引き続きだいたいま計算をさせておきまして、逐次結果が出てまいりたいと思っております。それが出てまいりましたところでその処置について判断したいと、こう考えております。

○藤原房雄君 法案の審議に入りますので多くを聞くつもりはないんですが、今回の検討の中でエネルギー庁として原発の保安規定を改善すべきじゃないかという結論が出されたように報じられているんですけれども、これはどうですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 保安規定の見直し、それから運転要員のいわゆる訓練状況につきましても、その見直しを三月三十一日の資源エネルギー庁長官名で各会社に見直し作業を申し渡したところでございます。十日にその結果が参りました。その後内部での検討、それからさらにその中間報告いたしましては二十四日の日に安全委員会の方にその中間的な取りまとめを御提出しております。ただ、その全体的な、どういう問題について指示をするかという最終的な詰めがまだ終わっておりませんで、それも近々まとめまして各会

社に示達したいと考えております。

○藤原房雄君 それじゃ、ちょっと法案のことに入りますが、「再処理の事業に関する規制」、「事業の指定」、このところは先ほど来いろいろあったわけですが、第四十四条ですか、現行と改正案と比較したのがございますが、この第四十五条「設計及び工事の方法の認可」、このところで二番目の「使用前検査」、こういうところがございまして、原子力発電所ですと原子炉等規制法及び電気事業法によっていろんな歯どめというか、規制があるわけですね。ところが再処理施設につきましては電気事業法は適用にはならぬわけでしょう。こういうことで、使用前検査というのはどの法によつてどういうことが中心にこの検査が行われるのか、その辺は法文のつとめてちょっと御説明いただきたいと思ふんです。

○政府委員(牧村信之君) まず、この再処理事業は原子炉等規制法によりまして今後規制をしていくわけでございますが、先生御指摘の第四十四条におきまして指定制をとりました理由についてお答えいたします。

再処理はプルトニウム等の貴重な核燃料物質の再生産をする目的で行われるわけでございます。しかも、わが国にとりましてプルトニウムあるいは残存ウランを有効に活用するということは、国の原子力政策を進める上にも非常にきわめて重要な役割りを占める、言つてみれば核燃料サイクルのかための事業でございます。こういう観点から考えますと、再処理をし、その生産されたプルトニウムあるいは残存ウラン等の流通過程におきましても計画的に利用が図られる必要があることは言うまでもないところでございます。しかも、将来予想されます再処理工場というものは、現在民間でも日産五トンというふうな計画で進められておるやに聞いておるわけでございますが、原子力発電所のようにそれほど数多く要するものではないと思ふ。したがって、この再処理事業というものは能力のある特定の者に任せることが、わが国の原子力開発事業を平和利用の開発に当た

りましてまた安全の確保を図る上におきましても特定の者に限定して行わせる必要があるという判断から指定制度を設けた次第でございます。従来の原子力発電所等の建設に当たつての許可制でございます。一定の資格があれば許可がとれるということではございますが、それよりもさらに厳しい規制等は制限を行ふ意味におきまして指定制度をとらしていただいております。

また、四十六条に「使用前検査」を新たに付け加えさせていただいておりますが、従来の再処理工場の規制におきましては施設の検査は行われておったわけでございますが、動燃の再処理施設の経験等を踏まえ、現在試運転をやつておるわけでございますが、実質的には動燃の再処理工場の安全確保のためには監督命令によりまして性能検査的な規制もあわせて行つておるところではございますが、民間の再処理工場におきましても、従来の施設を検査し、この施設ができ上がったということと直ちに運転に入らせるといふことに加えて、試運転を行つておるその施設の安全の確認を行ひ得るよう、これは現在の電気事業法におきまして発電所においてもこの性能検査という同様のものがあるわけでございますが、こういうものを加えた使用前検査という施設検査とプラス性能検査が加わつたものを使用前検査という形で改めさせていただきます。これによりまして再処理施設の安全確保により万全を期したいという趣旨で追加させていただいたものでございます。

○藤原房雄君 ただいまの施設検査それから性能検査、あわせてやるのが使用前検査だということでございますが、それと同時に、建設に当たりまして事業者は事業者としていろんな技術を駆使して建設に当たるとしてよろしく、原子力発電所と同じには見れないかもしれないが、電気事業法によりましていろいろな検査がございまして、再処理施設に対して、まあ民営と公営との検査で違いがあるなということを私言っている

わけじゃないんですけれども、やっぱり法にのつとつた厳しい検査項目、こういうものが設定されて厳しくチェックをすることが大事だと思ひますし、また定期検査等におきましても、やはり民営と公営との相違というところではないんですけれども、やっぱり過日いろいろな議論ありますように、ダブルチェックということをやつたり厳しい諸点検についての検査項目というものはなければならぬだろうと私思ふんですが、原子力発電所と比較してどうこうというわけにもいかないんでしょうけれども、いずれにしても原子力発電所の場合には原子炉等規制法に伴う検査項目、また電気事業法のつとります検査項目というようにそれぞれ項目のつとつていろいろな角度から検査をするようになっていくわけですが、再処理施設の建設の検査、また定期検査等における検査項目でそう大きな差違はないのかどうか。私は細かい技術的なことになりまして十分に承知ではどうでしょう。再処理事業についても、設計、工事方法の認可四十五条、施設検査四十六条、保安措置の順守四十八条、保安規定の認可五十条、こう定められておりますけれども、こういう項目と並びあわせて十分な――現在動燃事業団や原研等で行つておるようなこういう形のもののだけではないかとか、もっと検討を加えなきゃならない問題ははないのかどうか、その辺はどうでしょう。

○政府委員(牧村信之君) 今回の法改正をお願いしております点につきましては、特に規制の強化等を図る意味で先ほど使用前検査につきましても御説明したところでございます。この使用前検査は当然設置の許可を、指定を受けた事業者が工場をつくらうといふ事業を開始する前に各般の検査を受けるというときに、試運転を行はせ性能もあわせて確認するということを行はせよう強化したわけでございますが、そのほかに先生御指摘のよう、発電炉等と同様に毎年一回定期的に施設の性能を確認する定期検査の条項を新たに追加させていただいております。この規定を整備するこ

とによって、この定期検査は国が行うこととした
しておりますので、さらに国が定められた定期検
査を厳重に実施し、安全規制を強化することを考
えておるわけでございます。

またそのほか再処理事業特有のものとしたしま
して、非常に重要な核燃料を取り扱う施設でござ
いますので、使用計画の届け出の義務も課してい
るわけでございます。これは再処理から出てまい
りますウランあるいはプルトニウムを計画的にわ
が国の平和利用に使用得るような万全の措置をと
り得るために新たに設けたものでございまして、
これらは定期検査あるいは核燃料の査察等の実証
にも必要な情報をとるという観点からも必要不
可欠なものと考えておるところでございます。その
他保安規定の認可等につきましては、従前の規制
法の、原子炉と同様な規制が引き継ぎ行われると
いうことに相なっておりますのでございします。

○藤原房雄君 まあ、中間検査そのほかのこと
についての所要の規定をというところでございま
すから、ぜひひとつ検討をしていただきたいと思
います。

で、先ほど申し上げました何点かの問題の中
で、やはり十年先ということでありますからなに
でありますか、何といつても当初いろいろ議論の
ありましたように、技術者の養成ということが非
常に大事な項目になるということは過日米いろ
る論議になっております。今日までの日本の現状
からいいますと、原研それから動燃事業団、こ
こでそれぞれの技術者が訓練を受けるというま
さ、実際にタッチをなさって、そうした中で経験
を積み重ねて技術の蓄積というものがなされてお
る唯一のところと、こう言っても過言じゃなけれ
ばと思います。これから現在第一工場のおよそ
七倍というほどの大きなものが十数年先とはい
ながら計画されるわけであります。こういうこと
で人の教育訓練という、技術者の教育訓練とい
うことが非常に重要な今後の課題だろうと思いま
す。アメリカはどうかという自動化が非常に
進んだ技術ということで、余り人を使わないとい

うことのようにありますが、フランスではそうで
ないということもいろいろ言われておるようなわ
けでありますけれども、日本の場合は今後に向か
ってこういう施策を進めるにはやっぱり計画的な
体制が確立されなければならぬ、こう思うん
です。唯一の再処理技術者の養成機関といいま
す。技術の蓄積の場であります動燃の再処理工
場、まあいろいろ試行錯誤して進めておるよう
でありますけれども、現在この再処理工場の定員と
いうのは一体何名いて、そしてどういう形でそれ
ぞれの部門でこの技術というものの積み重ねとい
うものが進められておるのか。こういうことは非
常に大事なことだと思ふので、これは本当は動燃
事業団の方にお聞きすればよろしいんでしょ
うけれども、もし手元に資料がございましたらお述
べいただきたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 動燃の再処理工場の陣
容でございしますが、ただいま再処理工場の職員の
配置というものは、総勢四百十三名でございま
す。その内訳としては、管理関係で二十七
名、運転関係で二百四十五名、保守関係で五十
名、分析関係で七十一名、これに試験研究要員二
十名、総勢四百十三名でございしますが、この工
場要員以外にも本社の再処理部門に二十四名、そ
れから関連の研究開発部門に三十一名という人員
を配置いたしております。で、先生御指摘のよう
に、動燃の工場で将来の第二再処理工場に備えま
して要員の訓練というのには非常に重要な問題にな
っております。この訓練については、ただいま申し上げ
ました要員のうちメーカー等からの出向職員とい
うのが百五十七名おります。こういった出向職員
というものが動燃事業団におきましていろいろ勉強
しまして、そのうちのかなりの陣容は将来の再処
理工場に生かしていく人材になるというふうに考
えておりますが、それに加えて、さらに電力
業界から幹部職員を五十一名の四月から三名、さ
らに昨年の六月から十五名の研修員合計十八名で
ございしますが、これをただいまの再処理工場に派
遣いたしております。いろいろ研修をさして

るという状況にあるわけでございます。
それで、動燃工場におきまして先生御指摘の教
育訓練というもののどのよう配慮しておるか
という点でございしますが、これはただいまの工場を
建設するに先立ちまして、詳細設計の期間中に幹
部職員十五名を約半年間フランスのラアグ工場
に派遣しまして再処理技術というものを勉強させ
ますとともに、原研の再処理特別研究室の職員三
十六名も二年間派遣しまして再処理の運転のトレ
ーニングを受けさせるといったふうな教育訓練を
過去に行っております。さらにゴールド試験に入
りました後におきまして、各種の試験の過程を
通じまして運転員にオン・ザ・ジョブ・トレーニング
というものを中心にしまして各種設備の操作
方法についての技術習得といったふうなことに
努めさせております。

それから、先ほど申し上げました各社からの出
向者でございしますが、こういう方々もできるだけ
将来の再処理事業に技術を生かすようにしてい
ろんな現場に均等に配転する、配置をするとい
ったふうなことを心がけておるわけでございま
す。それからさらにこの職場に新しく入ってくる職員
もあるわけでございしますが、出向者も当初はこれ
に該当するわけでございします。五十三年度三十六
名おりますが、こういったふうなわけの新規職
員に對しましては、現場に配属されます前に一週
間程度関係の法令とかあるいは核燃料物質の取り
扱いの方法、事故時の措置といったふうなことに
つきまして座学をさせまして、その後現場に配属
されました後におきましても三週間程度の講義と
実技訓練といったふうなものを行っていただく
ございまして、将来にこの技術をできるだけ生か
すべく教育訓練には格段の努力をしておるさな
かでございます。

○藤原房雄君 いろいろ今日の現状をお聞き
しますと、それぞれの将来を考えながらやってい
らっしゃるようでありますが、特にこの出向社員
も相当いらっしゃる。百五十七名ですか。こうい
う方々が再び再処理という、ここで身につけたも
のが当然生かされる方向でなければならぬだろ
うという、そういう点についてもいろいろ配慮す
るということですが、これは会社のことですから
どういふことになりましかれども、教育訓
練を受けた人がやがては幹部となり、またその部
門にいつまでも携わっているというわけにはいか
ないということ、やはり二年なり三年なり教育
を受けて、その教育訓練を受けた者がすぐその工
場で役立つということではないだけに非常にむず
かしい問題があるかと思ひます。そしてまた現
在四百十三名という定員はどういう基準で決めら
れたのかわかりませんが、今後また、まだまだ技
術的に進めていかなければならない部門があるに
もかわらず、この四百十三名という決められた
定員の中で今後の第一工場よりもさらに大きな工
場建設のために、教育訓練の場としてこういう陣
容といふことが、こういう体制でいいのかどうか
ということについても少なからず疑問を抱くわけ
であります。十年という長い先のことでありま
すから、そしてまたそのときそのとき訓練を受け
た人たちが必ずしもその部門にずっといるとい
うわけでもないでしょう。こういうことを考えあ
わせますと、再処理施設に關しての唯一の人材育成
の場ということでありまして、何か現状だけでい
いのかというそんな感じもするんですが、また出
向社員、電力会社からも何人かいらつしやてい
るということでもあります。これは十五人です
か、これらの方々も会社の方で若い方がいらつし
やるんだらうと思ふんですけれども、五年十年す
るうちに定年を迎える方々、また別の部門にいら
つしやる方々、こういう方がいらつしやるという
ことで、きちんと、定員の基準というのはどうい
うふう決めるのかわかりませんけれども、現在
こうだから必ずしもそれが蓄積された技術として
いろいろな部門にエキスパートとして責任ある立場
でいかなければならない方々、そしてさらに今回
のような事故がございしますと、一層一人一人の技

術者の技能というものが要求されるときに、いまのような形で果たしていいのかどうか、そういう点では、非常に先の長い話でありますし、物を考える基準がないので、いいのか悪いのかという大ざっぱな話でまことに申しわけないのですけれども、定員の基準とするものは一体どこにこの基準が定められておるのか、これは予算制度ですから恐らく予算の枠で抑えられていられるだろうと思うんですけれども、そうであるならば、やっぱり将来重要な部門である再処理工場につきましては、これはもっと大臣から御努力いただかなければならない。こういうことでぜひ人材の教育訓練、技術者の教育訓練ということについては特段のひとづ配慮をしなければならぬだろうと私は思うんですが、この間のことについて現状どうかということ、将来に向かってまた改善すべき点は改善すべき点として御所見を承りたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(山野正登君) 先生御指摘のように教育訓練と申しますのは非常に恩の長い話でございますが、現在の時点の教育訓練の現状というのをただいま御説明申し上げたわけでございますが、今後第二再処理工場が運転開始をするまでの十何年かの長い間にわたって、引き続きこのような教育訓練というものは続行していく必要があるというふうに考えておるわけでございます。先ほど申し上げました再処理工場の要員とそれから研修生というのはこれは別でございまして、現在の再処理工場の運転、保守、整備等に必要な人員というものは確保されておると考えておりますが、これに加えて相当数として先ほど申し上げましたような外部からの研修生も受け入れておるといふことでございまして、このような努力というものは今後進めてまいりたいと考えております。第二再処理工場の要員というものは、現在電気事業連合会の考えておるところでは、第二再処理工場としては現在の東海工場を上回る倍近い陣容が要るわけでございまして、それを考えましても、今後引き続き所要の人員の養成訓練の重要性というものは先生御指摘のとおりであらうかと考えております。

○藤原房雄君 いたずらに外国との比較だけで議論するんじゃないんですが、フランスにおいては、公社は八百何ぼだったか、規模なんかからいってもちよつと違いはあるんですが、相当な陣容を抱えてやっておるということが言われております。またアメリカにおきましては再処理工場——日本はどちらかというと、フランスの技術を導入したということで、フランスとの比較ということになるんだらうと思いますが、大体規模とかを比較するというのは非常にむずかしいけれども、まかせんけれども、ここあたり比較したところではどんなことになりますか。

○政府委員(山野正登君) 動燃の東海再処理施設は、先ほど申し上げましたように四百十三名でございます。これは五十四年三月現在でございます。これに對しましてフランスのラアーグの再処理工場の例を見ますと、ラアーグの再処理工場と申しますのは、規模としましては、天然ウラン用の再処理工場としては年間八百トンの再処理能力を持つておる、軽水炉用のヘッドエンドを付加した場合に年間四百トンの規模を持つておる工場でございますが、この工場におきまして、五十二年十月現在の数字でございますが、約千名という陣容になっております。これは工場の規模は、わが方は年間二百十トンでございますから、これに比べますとかなり違うわけでございます。単純にこの処理能力に比例して人員があればよろしいというわけではなくて、恐らく能力は小さくとも比例して小さくはならない、つまり最小の所要人員というものは、いかに能力を小さくしても、あるものとは考えますけれども、まあまあ私も素人目に見たところでは、この年間二百十トンと年間八百トンという処理能力の規模の比較においては約四百名、約千名、ほぼ妥当なところではないかというふうに考えております。

て、大事な人材育成の教育訓練の問題についていろいろお聞きいたしました。あとは、高レベルの廃棄物等、これらの問題をどうするかという何点かにしぼられるんだらうと思いますが、今日までもいろいろ質疑がございましたので、一点だけお聞きしておきますが、この第二工場のアウトラインというのは、過日もいろいろお話ございました。建設から操業までどのぐらいかかるかと、工場の規模がどうかと、資金がどうかと、いろいろお話あったんですけれども、先ほどいろいろ申し上げた点から、立地条件ですね。これはまあ今のところなんかも踏まえまして非常に厳しいといひますか、いろいろ検討しなければならぬ大事なことだらうと思ひます。また、住民の理解ということ等もあわせて、過日米のいろいろの質疑の中では、現在まだ名を挙げてどこということでは決まっていないということでありまして、けれども、少なくともこの再処理工場を建設するに当たって、立地条件としてはどういふところが好ましいとして、そうしてまた敷地等につきましてもこれは準備室の中でいろいろ研究、検討をなされておるんだと思ひますけれども、準備室は準備室といたしまして、この事の重大性の中からのいたしまして、少なくとも敷地についてはいろいろ地理的条件の中で、先ほど申し上げたいろいろな点も踏まえまして、科技庁として一応考えていらつしやる立地条件、こういうことが主要なことだといふことについてはいろいろ御検討なさつておると思うのでございますが、その点をちょっとお伺ひして終わりたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 第二再処理工場の立地の要件でございますが、これは先生御指摘のように、電気事業連合会の中でもいろいろ検討をしておるところでございます。現在までのところ、たとえばこの一つの要件としましては、使用済み燃料の輸送の便ということと、海岸に隣接していることが望ましいということと、あるいは建設をいたします主要施設等の関連におきまして、全体の面積は約六百六十万平方メートル、そのうち施設用の面積としましては約百七十万平方メートルが望ましいといふふうなあらましの見当はついておるわけでございますが、私もこれはこのように地理的、物理的な条件に加えて最も大事なことは、やはりその地域で地元の方々の理解と協力が得られるかどうかという点が最も重要であるといふふうに考えておるわけでございまして、この点につきまして、今後民間におきまして立地点の選定、取得に際しまして最も意を尽くすべきところであると考えますし、またこの地元の理解と協力を求める際に、やはりその背景としましては国民的な理解というものがなければならぬといふことは当然のことでございますので、そういう面におきまして科学技術庁を含めまして政府の責任というの非常に重く思つております。そのような面において私ども関係者としても大いに力を尽くしたいといふふうに考えておるところでございます。

○佐藤昭夫君 最初に、日米会談に関する問題で少しお尋ねをしておきたいと思ひますが、吉田委員の質問にもありました、再処理問題の扱いが今回の日米会談でどうなったかという点については、今次会談では深く議論にはならなかったといふ回答であつたわけですが、いずれにしてもこの問題は夏の段階——八月、九月の段階で決着をつけなくちゃならぬ問題ということになってゐるのは明白であるわけです。

片やこの第二再処理工場については、現在電気事業連が考えておる計画でございますが、いわゆるビュレックス法でやる計画になっておる。ところが、現在は五月ですけれども、ですからあと三カ月ないし四カ月という段階、その段階で再処理についての手法という方法とか、これの重大な違いが起こるということになった場合に、非常にそこをむだが起こるわけですね。で、どうしても合点できないのは、日米協議における再処理の問題での結論が出た段階でこの再処理法案についての結論をつけるというやり方が一番至当なんじゃないか。なぜにむだに、もう一日も早くこ

の法案を上げて下さいという言い方をするのか、そこが合点にぬれかけですけれども、これは三カ月ないし四カ月ずれたらどういう支障が出るのですか。

○政府委員(山野正登君) まず日米共同決定の性格というものをちょっと御説明申し上げますが、一昨午行いました日米共同決定と申しますのは、動燃の東海工場における米国原産の使用済み燃料の再処理をすることに付いて日米共同決定をしたわけでございます。この一昨午の共同決定以降の運輸方法につきましては、御指摘のようにこの夏の夏までにその運輸の方法、つまり引き続き単体抽出で運輸をするのか、あるいは混合抽出に移行するかといったふうなことを含めて次の日米共同決定が要るわけでございますが、これは第二再処理工場とは関係のない話でございます。第二再処理工場の運輸方法というのは、先ほど申し上げましたように、ピュールック法を考へておるということをお願いしたわけですが、このピュールック法の中で、将来混合抽出をとるのか、あるいは単体抽出でいくのかというのは、これは今後の問題でございます。ただいま第二再処理工場につきましても、東海で現在運輸しておりますような単体抽出を予定しておるというわけではないのでございまして、その点をよく一つは御理解をいただきたいと存じます。

したがって、この夏までに行われるであろう日米共同決定、次の共同決定を待つてこの法案の処理をすればよいではないかという点につきましては、私もそのように考へていないわけではございません。あくまでもこの夏までに行う日米共同決定と申しますのは、東海の再処理工場の運輸についてであり、ただいまお願いいたしております規制法の改正というものは、それ以降の第二再処理工場を建設するための準備でございますので、その辺を分けて考へておるわけでございます。したがって、ここでもって三カ月ないし四カ月という期間を空費することなく、できるだけ早い機会に成立、御承認をいただきまして必要

な準備に入らせていただきたいというふうに考へております。

○佐藤昭夫君 そんな御答弁なされたって、それは詭弁でね。確かに字面の上では、一昨午の日米共同決定というのは東海再処理工場の扱いの問題、それをいよいよこの夏の夏に決着をつけるということになっていっているんだということであるにたつて、そのことが勢いが国で第二再処理工場をつくる場合に、それがどういう方法でやられるかという問題に必ず問題が波及してくるというのは理の当然の話で、あなたがそんなことを言われたって、それは詭弁だと思ふんですよ。

私の尋ねている、三カ月ないし四カ月ずれて、どういう具体的支障が起こるんですか。実際に第二再処理工場の運輸開始をやるというものは、いまから十年余り先のことですね。この十年余り先を見通して、いま三カ月、四カ月こがずれて、何か具体的支障は起こりますか。

○政府委員(山野正登君) 運輸開始の予定が昭和六十五年でございますから、そういう長い期間の中で、現時点で三カ月、四カ月ずれて、物理的にこのようないふやういふ生じますといったふうなことはなるまいかと考へておりますけれども、しかしながら、先ほど申し上げましたように、正当な理由があつて待たなければならぬということであれば、これは私ももちろん甘んずるわけでございますが、そうでない場合には、できるだけ早くこの成立を御承認いただきまして、一日も早く準備行動に入らしていただきたい。と申しますのは、昭和六十五年の運輸開始ということ考へますと、ただいますでに昭和五十四年でございまして、当初考へておりましたリードタイム十二年あるいはそれ以上という時間はもう十分ないわけでございますので、そういう意味で、一日も早い成立というものを切望いたしておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 わかりました。一日も早く成立を切望はしている、しかし三カ月、四カ月ずれて、目に見える形でのこういう具体的支障が起こるといふわけではありませぬということだと思ふんです。

長官にお尋ねをいたしますが、日本の原子力開発について、確かにウラン等資源の多くを残念ながらわが国は外国に依存せざるを得ないという実情にはありますが、しかしわが国の原子力開発のあり方、原子力行政の進め方については、努めて自主性を貫かなくちゃならないという、この基本的立場についての御見解はどうですか。

○国務大臣(金子三三君) 自主的立場を貫くという考え方には佐藤委員と全く同感でございます。

○佐藤昭夫君 そうしますと、この再処理問題が一つの端的な例だと思ひますけれども、アメリカの政策というのか、カーターの政策によつてわが国としてはいろいろ進めてきた。もちろん私申し上げていっているのは、第二再処理工場をいまずぐつくる、このことについてよろしいということとをさらさら言っているわけではないのだけれども、当局が進めてこられたわが国の再処理について、いろいろ進めてきた研究の蓄積の上に立つて、これがよかれかしというように思つておられるのが、アメリカの政策、カーターの政策によつていろいろ、まあ言うなら振り回されるということとは、芳しくないことですね。

そこで、どうですか。せんだつて首相と大統領との会談もやられた、またサミットも予定をされておる、そして夏には再処理工場の問題についての決着の日米協議もやらなければならぬと、こういう日程がずっと控えているわけですから、現在の日米原子力協定をもつて日本の自主性が保障をされる方向に改正をするということを考へるべき時期ではないかというふうに思ふのですけれども、その問題についてはどういふお考えですか。

○政府委員(山野正登君) 今回の日米両首脳の間合意にございまして、増大するエネルギー需要に対応するため、核拡散防止並びに安全性及び環境保護の要請と合致した原子力の平和利用を一層促進することが要である、これは両首脳

の共通した認識がうたわれておるわけでございます。ここに盛り込まれておりますように、原子力の平和利用を進めるに際しましては、核拡散の防止を図るという点につきましては、これは米国の主張であるのみならず、わが国も全く同じスタンスに立っているわけでございます。そういう意味において、今後平和利用を進めるに当たっては、日本も米国に劣らず核不拡散の強化を図らうという基本姿勢を持てているわけでございます。

先生御指摘の日米原子力協定を貫く精神と申しますのは、日米間で原子力平和利用についての協力を進めながらも、核不拡散についてはこれを強化しようという精神でございます。また、この年初以来、日米間で原子力協定についての改定の話合いが始まつておりますが、これも原子力平和利用を損なわない範囲において核不拡散を強化しようという共通の意図に基づくものでございまして、そういう意味で、私も米国の今後日米の原子力協定改定におきまして、核不拡散の強化を逸脱した、わが国の平和利用の基本的な権利まで脅かすようなところまで米側が不当な制約を主張してくるといったふうなことは、従来の日米関係から考へてあり得ないというふうに考へておるわけでございます。あくまでも不拡散を強化しながら、NPTにうたわれております原子力平和利用の権利というものは守つていくというのわが国の立場でございます。米側も十分にこれを理解しておるというふうに考へております。

○国務大臣(金子三三君) ただいま政府委員が答弁申し上げたとおり、今日までのアメリカとの関係の環境は御承知いただけると思ふのでございまして、自主開発の基本的な姿勢は佐藤さんと私は全く同感でございますが、振り回されておるという感じがなきにしもあらずということも考へられますけれども、やはりアメリカが一番基本的に日本を——日本から見ると振り回されておるかのやうに受け取るのは、やはり核不拡散の問題じゃないでしょうか。この問題はやっぱり国際協調の上

に立つて平和利用に徹する、こういうことでいくことが私はやはり日本のためにも、そしてまた原子力の先進国であるアメリカの技術もやはり当然協力を受けることがある、やはり自主開発には大きなプラスである、こういうふうな考え方から自主開発を基本的な姿勢で進みながら、やはりアメリカとの協調は必要である、このように考えております。

○佐藤昭夫君 私のお尋ねをしたこの問題に必ずしも沿った形で答弁になってないと思うんですけれども、きょうはこの問題を主たる質問にも予定をしておきませんし、あれですけれども、実際の日米原子力協定というのが本当に平等、平等、互恵という名前にあふましい内容になっているかどうかという点をひとつ長官としてもよく検討をしていただいて、この点については長官も、アメリカに振り回されておるといふ点がなきにしもあらずと思えますけれども、いふことも言われませんでしたけれども、一遍そういう角度から本当にこれが平等、平等の関係かということでもよく内容を検討をしていただくということで、次回この点はさらにお尋ねをしたいと思います。

今回のこの科学技術協力協定の中で特に核融合と並んで核融合については従来から言われておりまして、核融合の問題がかなり大きく取り上げられてきておるといふ感じを持つわけですけれども、これも吉田委員の質問に対して多少の通産省からの答弁がありましたけれども、私思いますが、そういう石炭液化の新しい共同研究を進めていく、わが国独自としても通産省としていろいろこれから作業をやっていくことというふうな新聞に報道されているわけですから、石炭見直しの問題が両国間でどういうふうな大きな登場をさせているんですか、ところが、実際に日本の現在の石炭開発の計画というのは、例の年間二千万トン体制というところで、もっぱら輸入炭に依存する、この形がもうずっと続いてきているわけですね。石炭の液化の問題について言えば、一九五六年までかなりわが国は独

自の研究もやってきた、国際的にも評価をされる研究もその時点で言つてまゝとおつた。ところが、例のエネルギー革命論ですか、ということでも、もう石油にぐうっと傾斜をしていくこの政策の中で、その研究が一九五六年以来打ち切られるということになってきているわけですね。

お尋ねをするんですけれども、この石炭問題の新たな見直しということが登場をさせておる今日時点で、国内炭の生産並びに開発計画を見直しをしようという意図は通産省に現在あるのかどうか、この点はどうか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいますように、石炭というのが脱石油のやはり一つの担い手として非常に重要な地位を占めるとともに、その脚光を浴びてきたということは御指摘のとおりだと思います。

そこで通産省といたしましても、石炭の国内炭の生産維持ということを実際に考えておるわけですが、何せ石炭の賦存状況の問題それから労働コストの上昇、そういうことからいいますと、どうしても外国との競争が非常にむづかしいということ、いまのところまだ二千万トン維持ということ、いまのところまだ二千万トン維持ということ、いまのところまだ二千万トン維持

と、今年初め、それから昨年の暮れぐらいには相当な円高の問題で石炭と石油の間には価格差があったというところで、非常に競争力が弱体であるというところで、何とかその競争力をつけた、しかし現在の二千万トン以上に維持するのは非常に無理ではないかという観測でございまして。

○佐藤昭夫君 この問題は、そういう競争力でも、それは、言うならみずからの政策が招いた結果で、次々炭鉱をつぶしていく、そういうことの中から、新しい炭鉱をもう一遍つくり直すというのには莫大な費用が要するということを初めとする……とにかく国内資源を求める重要

な一つとして石炭の問題というのが登場をしておる。埋蔵されておる資源量なんかについて、これは学者や研究者の中でも、大いに日本の場合、まだ開拓の余地があるという意見もかなり出されておるといふ点で、大いに議論をなくちやならぬところの問題になっておると思うんです。こうした点で、これもきょうは審議官しか通産側から出ておられないからなんですけれども、通産省としてもいよいよ石炭の問題について改めて検討をするべき時期へ来ているんじゃないかというのを特に提言をしておきますので、持つて帰ってもらつてよく検討をしておいていただきたいというふうに思います。

時間がありますので次へ進みますが、大飯の安全解析の結果について幾つか質問をいたしたいと思ひますが、まず安全委員会は今何を……と言ひますのは、五月の一日と四日に検討会を開いていろいろ検討をしたというふうな新聞に報道されておるわけですが、中旬、さらに専門家に依頼をしたというふうな検討の結果を取りまとめるという報道もされておりますけれども、エネルギー庁から出された報告に対して何をいま検討をしておるかということ、それから一部報道では、安全委員会が当初要求をした解析の内容と違ふ面があるという報道がなされておる新聞もありますけれども、この点についてはどうということなのか、まず局長にお尋ねします。

○政府委員(牧村信之君) 大飯のECCSの解析につきましては、四月十四日に委員長談話で、通産省の解析を行った結果を見て所要の措置をとった上で運転を再開するという通産省の意向を了承したわけですが、その後通産省におきまして、四月の二十四日でございますけれども、安全委員会に對しまして、その時期までに行いました解析の中間報告が提出されたわけでございます。これは中間報告でございます、通産省はその解析の結果から大飯についてこういう措置をとるといふ結論を出したものでございませぬ。その後五月一日になりました通産省から解析結果に基づ

く措置の通産省の考え方が説明されたわけでございます。で、安全委員会はこの件に關しまして専門的に検討する必要性を認めまして、原子炉安全専門審査会の発電炉部会という特設部会がございしますが、そこにおいて技術的な審議をすること、この五月一日に通産省の考え方が出された段階で同部会に検討を指示したところでござい

ます。この発電炉部会では、先生御指摘のように、五月一日並びに四日に会合を開いておりました。そこで通産省の解析の結果に基づく通産省の考え方等につきまして説明を受けたわけでございます。その説明を受けた後、発電炉部会におきましては主としてECCSの専門の先生方、数名の先生方に作業グループをつくっていただきまして、そこで現在その中身を検討しておるところでございます。

なお、四日におきまして先生方の方から通産省に対して通産省の解析の中身について種々な質問が行われておまして、それらに対する技術的な裏づけを持った通産省の説明が現在行われておるといふ段階でございまして。部会としては、そういう専門家の結論を踏まえて近々部会を開催し、結論が出ればそれを安全委員会に報告するというような手順で安全委員会における審議が進んでいくことが予想されております。

○佐藤昭夫君 それで、前々回の委員会でも実は私の方から大飯の原発の安全性にかかわる問題について幾つかの質問をしておきましたけれども、今回の通産省の報告、この解析の結果、こゝで使われておるコードはマーベルだということを前々回答弁がありましたけれども、このコードはいわゆる過渡現象の解析コードだということですね。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生おっしゃるとおりでございます。

○佐藤昭夫君 それで、この報告によるケース2、このケース2はいわゆるスリミール島の原発事故と同じ一次冷却材喪失事故の想定に基づくものということになっておるといふんですが、これを解析できるのは、前々回の当委員会ではサタ

ーン6を修正をした解析コードというふうに答弁をされたんじゃないですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 通産省からはそういう御答弁はした覚えはございません。

○佐藤昭夫君 そうしますと、この解析を行うに使用したコードはマーベルだけでいったということですか。

○政府委員(児玉勝臣君) そのとおりでございます。初めからマーベルで行っております。

○佐藤昭夫君 もともと、スリーマイル島の原発でも本来安全性の解析をやった大丈夫だということに言うておったはずだと思ふんです。それが今回加圧器から一次冷却材が噴出して炉心損傷にまで至るという事故に至ったという……、いわゆる安全性解析というのは、いろんなパラメーターを入れながらそういう模擬計算をするという性質のものだということに私は思うわけですけれども、そういう解析コードによる模擬テスト、これが妥当性があるかどうかというこの判断をする基準は、結局は実測と一致するか実験と一致するかという、ここで検証をやることが必要だと思ふんですけれども、その点についての見解はどうですか。

○政府委員(児玉勝臣君) マーベルというこのコードは、先ほび先生おっしゃいましたようにプラントの過渡現象を解析するコードでございます。プロセスのいろいろな諸量の外乱に伴う詳細な解析ができるということでございます。多ループのプラントの物理的熱的、熱水力特性を二つの等価ループに分けて取り扱うという特徴のあるコードでございます。このコードは安全審査にまず従来から使われておるコードでございます。そして、それで運転時の異常な過渡変化及び事故の多くの項目の解析に使われておって、実際の計算の結果とそれから実験の結果というのが本文の三十二ページにございますように、これは大飯1号機の負荷遮断試験をいたしましたときの实測とそれから計算の結果を比べたものでございまして、このような一例として提示したわけでございます。

けれども、非常によくあれとは似ておるといふことでこれを採用したわけでございます。

○佐藤昭夫君 そのマーベルを使った結果というのはこれだけですか。

○政府委員(児玉勝臣君) いえ、その結果と実験との整合を比較できるようなものはまだたくさんございます。

○佐藤昭夫君 具体的にはどんなものでございましょうか。

○政府委員(児玉勝臣君) 大飯の原子炉でございますと七五%の負荷のときのいろいろな水位、これは圧力とそれから加圧器水位だけでございまして、けれども、それ以外のパラメーターについても実測とその計算結果の間の比較というデータがございます。

○佐藤昭夫君 これは私一つの常識として言うわけですが、けれども、そもそも最初の大飯原発の安全性の解析をするに当たって使った解析コード、それで安全でございましてという安全審査をやったわけでしょう。それと同じものを今回こう使っているんな仮想事故を想定して、しかし使った解析コードはマーベルを使って安全でございましてという、これで安全だというふうにみんな自信が持てるんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) このマーベルは大飯の炉の特性を非常に正確に表現しておるといふことでありまして、あとインプットといたしましていろいろんなところの、たとえば大破断、小破断、それから今度のように加圧器のところの逃がし弁の「開」固着といいますが、そういうような事故のインプットを入れたということでございます。したがって、原子力のいろいろな振る舞いを従来使っているマーベルに解析をさせたということでありまして。

○佐藤昭夫君 いろいろな仮想事故に対してのテストをやったんですから、いろいろな新しいインプットを入れたというのはそれはまあいわば当然のこととて、これ收村さんも専門家だから聞きますけれども、大飯原発の最初の安全審査のときに使った

その解析コードと同じやつで、そして、そのときにオーケーとなったものと同じ解析コードでやったら、オーケーという結果が出るのはあたりまえのことじゃないですか。

○政府委員(牧村信之君) 通産省の方からマーベルのコードが過渡現象を評価する上で非常にすぐれたコードであるという認識は、私も変わるどころではございませんが、現在、安全委員会の専門家の間でいろいろ議論をしておると先ほど御説明いたしました、この場合のポイントといたしまして、先生方がいま盛んに御議論いただいておりますことの中に、マーベルコードが現在大飯のECCSの過渡状況における性能を検討するのに十分妥当なコードであるかどうかというところは、一つの検討項目の中に入っておりますことは事実でございます。

それから、このようなコードはそのほかにもいろいろあるわけでございます。先ほど先生からサタインについてのお話もございましたが、これはアップバー・ヘッド・インジェクション、別のECCSを解析したときのコードに使ったことを先般の御質問に答えたわけでございます。いろいろんなコードを駆使して解析しておるわけでございますが、現在のところ、大飯の発電所の過渡現象を解析するのにはこのマーベルコードが妥当なものであるというところは専門家のほぼ一致したところでございます。今回の検討に当たっては、それにさらに先生方の御検討をお願いしておるといふ段階であることは事実でございます。

○佐藤昭夫君 やっぱ安全委員会の専門検討会でも、マーベルの妥当性について念を入れての検討がやられておるといふお話ですけれども、私は本当に、同じマーベルで、言うなら、それだったから大丈夫という結論が出るのは初めからわかってる話という気がしてならぬわけですね。

角度を変えて聞きますけれども、前回もいわゆるUHIの問題を提起をいたしましたけれども、本来UHIが増設をなされたのか。圧力容器上部の構造の複雑化、プラント全体も複雑化をし

て、不良、故障の要因を増大をさせるものじゃないかと思うんですけれども、UHIを増設をした考えですね、それは何ですか。

○政府委員(牧村信之君) 当時、大飯にアップバー・ヘッド・インジェクション——UHIを設置の変更許可をした主な理由は、この大飯の発電所というのは、日本におきまして他の軽水炉と違っていて、アイスコンデンサーを内蔵しておるタイプでございます。したがって、このアイスコンデンサーを内蔵した軽水炉の特徴として、非常に格納容器が小さくし得る設計でございますが、それをさらに万全を期するためにUHIを追加した方がより万全であるという考え方から、このアップバー・ヘッド・インジェクションのECCSを追加したというのが一番大きな理由であらうかと思ひます。

○佐藤昭夫君 格納容器を小型化する、そのためにUHIをつけたということだと思ふんですけれども……で、前回の答弁をもう一遍ちょっと整理をしますけれども、この大飯の七六年の安全審査、その論理というのは、さっきもありませんでしたサタイン6をUHIの増設に伴う修正をしたもの、これをこの解析に使って、それで妥当だと、で、その解析の結果、ECCSは満足に作動すると、だからオーケーと、まあ簡単に言ってしまうところというところですね。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいまのお答えをする前に、ちょっと先ほど私、御答弁で間違いがございましたので、訂正させていただきますと思ひます。

マーベルで大破断の解析をしたというふうに申し上げましたけれども、これは間違いでございます。大破断はサタイン6でやっております。それからマーベルは、これは非常に小さい極小破断といえますが、今度のような、逃がし弁のような小さな破断のときの炉内の過渡変化ということでございますので、私の最初申し上げたことは間違いでありましたので、訂正させていただきます。

あるだろうし、この ROSA II の研究の内容といふものについては中間的な報告なんかも耳にされておったこととは思いますが、このレポートの結論が出るまでに、それに先立つ五月にもう安全審査オーケーという結論が出されたというこのやり方についても私は非常に疑念を持つことです。これほど、よく注意をしなければ大変なことになるかも知りませんよという、こういう警告を含めた研究が片や出ているのに、わずかの月の違いですけれども、それに先立つ五月にもうほとんど安全審査の決着をつけてしまっている。こういうやり方について、私はどうしても不安を持たざるを得ない。こういう状況で、そこらの関係のも

のについてはどういう扱いに當時なったんですか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のように、五十一年の五月の十七日に部会におきまして大飯の解析を、部会報告書で決定いたしました。その日の審査会に報告されて決定されているわけでございます。先生御指摘の原研の実験でいま御指摘がありましたデータが出たのが五月の下旬でございます。当時、当時の原子力委員会の専門審査会の五月十七日に実は部会が行われておりまして、原研からその結果が報告されておりました。

で、当時の審査会では、先ほども通産省の方からも御説明がありましたように、この実験が小さな炉心を模擬した実験であるためにいろいろな条件が実証と違っておるということを踏まえて結論を出されたように聞いておるところでございます。実はこの ROSA の研究の成果につきましては、その後も日本の研究あるいはアメリカの研究というものの対しての関心は、日本並びにアメリカの NRC、規制委員会におきましても非常に注目されておったところでございまして、原研の研究結果を含めてその後も両国の専門家の間でいろいろな会合が開かれておるところでございます。この原研におきましてその後の ROSA の研究結果等も入れましていろいろなアメリカと日本の間で検討会等が持たれております。その際には当然原研のこのデータも詳細に議論され、原研の研究もその中に入りまして検討が加えられて、約二年経過した時点におきまして、そのような議論の結果を踏まえて ECCS の安全審査に用いられております先生の御指摘にございましたサタインの6の評価の妥当性につきましていろいろな検討が行われ、若干の新しい評価モデルの変更も、それらの、原研だけではございませぬけれども、アメリカの実験結果等も踏まえて変更が行われ、関西電力の大飯につきましては、UHI の設計圧力の変更というようにもなっておりますわけでございますので、先生御指摘ではございませぬけれども、この ROSA II の一連の研究

というものは、わが国の規制をするコードの開発等に大いなる貢献をしたと私どもは考えておるところでございます。

○佐藤昭夫君 もう一つ念のために聞くんですけども、このサタイン6修正型のこの解析コードは、原研レポートで問題として指摘をしておる凝縮減圧効果、この物理現象を加味したものになっておりますか。

○政府委員(牧村信之君) それを加味したものでございまして聞いております。

○佐藤昭夫君 聞いております。確かです。

それで、とにかく当初の安全審査の判断に当たっては三菱高砂の実験の結果をより評価をしたと、しかしこの高砂の実験というのは炉心に相当する発熱体がないのです。一方、原研でやった ROSA II というのは、確かにスケールは小さいけれども、曲がりなりにも発熱体を持って原子炉を模擬をした。ですから、どっちが一体原子炉のいろんな性能をより表現をするかという点から考えてみたら、常識的に見たら、この原研のレポートで指摘している問題がもっと重視をされる必要があったんじゃないかという点については、きょういろいろお聞きをいたしましたけれども、私の疑問は依然としてなくなっておりません。で、大飯原研の本来の安全審査にまず問題があったんじゃないか。ここが土台になって、そして同じ解析コードを使用してスリーマイルと同じような仮想事故を想定をした安全性テストをやった。このことについても、いかに安全だというふうに言われても大変疑わしいというふうな疑問は依然としてきょうの質問でもぬぐい切れません。

そこで、最後に要求をしますけれども、大飯の原研の当初の安全審査に使用した解析コード、これは公表できますか。牧村さんがさっき、聞いていますという言い方もされるから、なおさらそのことを言いたいんです。

○政府委員(牧村信之君) このコードはウエスチングハウスのコードでございますので、いまこ

で提出できると私が申し上げるわけにはいかない、多分ウエスチングハウスの商業機密等に属するものが相当入っていることではなかなかむずかしいコードではないかと考えられます。

○佐藤昭夫君 一つは、ウエスチングハウス社の開発をしたコードだから、それに依存をしておる日本の原子力発電所の安全性審査の武器にしておるといふこのやり方自身も問題で、それから、本

当にそれが確かかということではいろいろお尋ねをする中で、公表できますかと言えはつきりしない。ぜひこれは公表をできるように必要な措置をとってもらいたいということを要求をしておきます。それが公表されない限り、私はその疑問は依然として氷解しません。

それからもう一つ通産省に尋ねますけれども、前回、関西電力が行った解析を通産の技術顧問会で行った検討をいたしましたということであつたわけですが、その検討に参加をされた技術顧問の人数と氏名を公表をしてほしいと言ったら、それは公表いたしますというふうに答弁なさいましたね、審議官。ところが、私のところへ届いたのは技術顧問全員の名簿が届いて、この中のだれが検討に参加をしたか、それを発表することは差し控えたいと言ふ。なぜですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 技術顧問というのは、先生御案内のとおり、特に法的責任があるわけじゃないでございます。われわれの技術的ないろいろな知識の補完といいますか、サセクションをしてもらうという意味の、まあ援助者というふうなことでございまして、顧問会というものが一つの組織を持って活動しているということではなくて、われわれのそういう物事を決めるときに一つのサセクションを与えてもらう。結局責任は通産省が負うわけでございますので、何かそういうことで問題があるとするならば、その当面の問題についての決定なり、それから対応ということとは私たちとしてやるべきことであつて、顧問の先生自身が何月何日にどこで何をやったかというふうなことで、いろいろと公表されたりするという筋合いではない

のではないかと、こう思ったわけでございまして。○佐藤昭夫君 いまの答弁は納得できませんよ。この四月の二十四日、あなたらが新聞記者に発表なさったあの文書にも、私の質問でも尋ねたら、いや、ちゃんと技術顧問の検討を受けてますというので、いろいろ尋ねてみたら、二時間ぐらいの検討だったということがはつきりしたわけですが、これも、法的に格づけをされておる審議会とか、そういうものとは違うということであるにしても、私は疑いを持っていいんですよ。本当にどれだけ技術顧問の人が検討なさったんだろうかというところで、きわめて限られた人数の人が短時間ちよつとした、こういう検討になってるんじゃないでしょうか。本当に担当の技術顧問の人たちが十分責任を持った念入りの検討がやられたのかと、関西電力からの報告に基づくエネルギー庁見解がまとめられるに当たって、という点については大いに疑問があるということ、これはなぜ発表できないんですか。いまの理由では納得できません。

○政府委員(児玉勝臣君) 通産省のそういう技術的なものの決定の仕方について御疑問があるということでございますのであれば、その当日集まりましたのは、青木成文先生以下七名でやっております。

○佐藤昭夫君 もうこのことだけで時間とれませんか、その七名の氏名も発表してください。本当に国民のそういう期待と負託を受けて、安全審査の審査会の先生なり技術顧問の先生、これは安全審査、安全性の点検をやっていくわけでしょう。だから正々堂々と名前を発表なさった方がいいじゃないですか。自分の学問的良心にかけても発表なさったらいと思ふのです。ということ、氏名まで発表できますか、いまこで逐一聞きま

す。○政府委員(児玉勝臣君) 氏名も発表いたします。

○佐藤昭夫君 問題を次に進めますけれども、法案についていろいろ質問をしていく便宜上、当局

の

の方をお願いをしたら、幸い「第二再処理工場の建設推進上の課題及びその対策」ということで、こういうものをまとめたいただきましただけで、これに沿って幾つかの問題を尋ねをいたしたいと思ひます。

その前に、どうしても第二再処理工場を民間へ移行をしないかならぬ積極的理由、国の管轄ないしは一部の動燃事業団のような国の指導のものと事業団、特殊法人、これではぐあいが悪い、どうしても民間でならなくならぬのだという積極理由は何ですか。

○政府委員(山野正登君) わが国におきましては、先生御承知のように、私企業体制というのが基本になっておるわけでございまして、どうしても私企業でやるのが不適當な場合に限って政府ないしは政府関係機関がこれを行うといったふうな体制になっておるわけでございまして。この意味で、現在民営で行われております電力事業の一環として、再処理事業というものはそのシステムの中に組み込まれるべきである、つまり民営で行われるべきであるというのが私の考えでございまして、再処理事業を民営化することによりまして、民間の資金面、技術面等の活力を活用することができ、その方が官営でやるよりもよからうということでございます。

○佐藤昭夫君 それだけで、理由は、

○政府委員(山野正登君) そのとおりでございます。

○佐藤昭夫君 このいただいておる資料で資金——建設に当たつての資金でありますけれども、「日本開発銀行の融資等を含め、関係省庁間で協議しつつ、今後の資金調達の円滑化のための方策を検討」をするというふうな書いてありますが、今後の問題だから確定的なことは言えなくても、おおよそ考え方として、開発銀行も含めて国の資金による資金援助をどの程度、何割程度考えているんですか。

○政府委員(山野正登君) 将来建設されます第二再処理工場の所要資金というのは、これは現在電気事業連合会の見当によれば、きわめて大ざっぱな数字でございまして、現在価格で約五千億円程度というふうな言われておるわけでございまして、細かい資金計画につきましては、この法案の成立を待って設立されます再処理会社においてつくられるという運びにならうかと思ひます。この再処理会社でつくられた資金計画によりまして、再処理会社が必要な政府資金の融資というものを要望してくると思ひますので、この要望にこたえる形で、将来開発銀行の融資を含めて、関係省庁間で協議して具体的な融資額を決めるといったふうな運びにならうかと思ひますので、まだ民間の資金計画もないままの段階で、開発銀行の融資は何割程度を考えておりますということをまだお答えできる段階ではないということでございます。

○佐藤昭夫君 何か通産の方、意見があるみたいですね。

○政府委員(児玉勝臣君) いま原子力局長が申されましたように、事業計画が確定次第、関係省庁の間で協議いたしまして、その資金の調達について万全を期したいと、こう思っております。

○佐藤昭夫君 しかし、それはどうですか、私は大変無責任な法案の提出の仕方じゃないかと思うのです。民間へ移行をしようと、しかし何かしかの国家資金による援助は当然やってくるんでしょ、しかし額はわかりません——たとえて言え、半分以上国家資金の援助をやたら、看板は民間、しかし実際は半分以上国家資金援助がやられておるといふことだったら、ていどのいい、国民の税金を使つて民間企業を援助をしていくということになるわけでしょう。だから、おおよそめどというものが当然法案提出の段階で明らかにされてしかるべきじゃないですか。どうですか。

○政府委員(山野正登君) あくまでもこの政府資金の融資というのは、相手方の要望、要請を待つて決めるべき問題であるというふうな考えておるわけでございまして、相手方の資金計画もない段階で、政府側が一方的にどの程度の融資をしようと

いうことを言うのは不適當かと考えます。

○佐藤昭夫君 ますますおかしなやつてくるんです。相手側の要望と云つて、その民間企業の要望に沿つて国家資金をいろいろ出していきましようというもので、そんな無責任な話というのはないと思ひます。本法案はまだ来週に向けて審議を続行していくわけでありまして、審議終結までにもう少しその問題の考え方については当局は明確にできるように内部の検討をやつてもらいたいというふうに思ひます。

第二再処理工場に関する安全性の問題で、いただいております資料では三つここに書かれていますが、「設計・建設段階及び運転段階における厳格な安全規制の実施」、それから二つ目に「安全基準の整備」、三つ目に「放射性物質放出低減化等の研究開発の推進」という、この三つが今後いろいろ検討対策を講ずるべき課題ということで挙げられておりますけれども、安全規制の問題、安全基準の問題、非常に範囲が広いわけですから、いろいろお聞きをしたい点がありますけれども、きょうはもう余り時間がありませんし問題を少しづつお尋ねをしておきますが、現在の動燃事業団の東海の再処理工場でもう事故が次々連発をしておりますということは、逐一その事例を申し上げるまでもないと思ひますけれども、こういう経験ですね、現にやつておる東海再処理工場の事故続発というこの経験の上に立つて、新しくつくろうとする第二再処理工場の安全規制、安全基準をどういうふうに一層完璧なものにしようということを考えるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のように、再処理工場は蒸発かんの漏れがございまして現在とまつておるわけでございまして、その対策につきましては、先般から御説明しておりますように、ここの秋ごろを目途に蒸発かんを新しいものをつくつてそれを据えつけて運転再開に持ち込もうという計画を動燃が現在進めておるわけでございまして。その他の事故、トラブル等につきましては、動燃の再処理工場というのはなお実験段階

も含めた試験研究開発段階の要素も持った施設でございまして、われわれにいたしましては、そのようなトラブルに対処をいたしまして原因究明を行ひその対策を講じることによって動燃の再処理工場の本格化の運転に持っていきたいというふうな考えておるわけでございまして、その経験を生かして私どもも安全確保のための規制をさらに万全を期していくべく努力しなければいけないものと考えておるわけでございまして。

そこで、今回の法律改正によりまして、民間の再処理事業者には指定制度を設ける、あるいは使用前検査の規制手段を新たに追加する、あるいは年に一度の定期検査を行わせるというふうな規制の強化を行つておるわけでございまして、それだけでは私どもも十分でないのではないかと考えておりまして、現在原子力安全委員会の下部機関に安全基準の専門部会、核燃料関係の基準部会がございまして、ここで動燃の再処理施設の経験を踏まえて新たに定められる民間の再処理工場の規制基準の整備を図つてまいりたいというところで、すでに部会の設置を終えておりまして、新しい民間の施設の指定の届けが出るまでにまだ数年の期間があるかと思ひますので、それまでに十分新しい技術の進展等も踏まえて基準等の整備を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤昭夫君 御答弁が抽象的でよくわからぬのですけれども、私がきょう特にお尋ねをしたいなと思つておるのは、実際にこの再処理工場に働いておられる労働者の方々の被曝の問題なんです。実はごく最近ですが、五月の四日、動燃の再処理工場で二人の作業員が防護服と手袋を着用していたにもかかわらず鼻の中と頭髪にそれぞれ汚染を受けて被曝するという問題が起つておる模様ですけれども、この内容について、事業団から参考人も来ていただいておりますのでお尋ねしておきます。——簡単にいいです。どの程度の汚染だったかというのをはつきりしてはしい。

○参考人(中村康治君) お答えいたします。

去る五月四日午後六時四十五分ごろ、東海事業所再処理施設の主工場の隣にございます付属廃棄物処理場の地階のAの〇五三という保守室でございまして、そこで点検作業を終えた作業員二名を、これは通常やるわけでございますがモニターでチェックしたところ、ごく微量の汚染を発見いたしました。一人は、先生がおっしゃるように、鼻孔検査をいたしました汚染を読み取りました。もう一人は、ガンマとして十四ビコキュリー、換算いたしますとつまり一兆分の十四キュリー、カウント数にいたしました毎分約十カウントというきわめて低い水準のものを検出いたしました。

他の一人は、頭髪部に局所的に、同じくベータ・ガンマとして、今度は面積になります、平方センチ当たり一・五掛けの十のマイナス五乗マイクロキュリー、つまり一千億分の一・五キュリーということになります、そういう汚染を発見いたしました。これは私どものやっております管理区域内の許容表面汚染の約七十分の一という程度でございます。

いずれも直ちに、つまり数分以内に洗浄除染いたしました。そこで再検査いたしましたところ、これは取れているというのを確認いたしました。さらに念のために全身カウンターして全体を調べたところ、体内摂取はないというふうに測定されました。

原因といたしましては、マスクをしておるんですが、このマスクを手で触れたために鼻を汚したと、一つはそうだろうと。それからもう一つは、ゴム手袋をはめておるわけですが、作業中に髪を自分でさわったという、そんなことで考えております。

この辺の数字は、いま申し上げましたように、私どもの法令で決められている、あるいは内部基準として設定しているもの、あるいは内部基準測定器の検出限界ぎりぎりというふうなものでございまして。しかしながら、現にこの種類の作業はほかのところでもやっております、そこでは大部分こういうトラブルなしに作業をしております。

す。したがって、私どももいたしましたしましては、従業員に対する反省資料として、こういうことがあったから気をつけろと、こういうので、社内安全ニュースという制度を持っておりまして、これを掲示して全員に再反省を求めました。

去る三月二日の委員会でも御討論いただいたようにございまして、あらかじめ定められた一定の一連の管理手順に従って直ちに発見された除染されたものという、その範囲のものでございまして、しかしながら、低いものでありまして、注意なりあるいは工夫によってそういう従業員の被曝を十分低くしたいということにございまして、できるだけ低くしたいことを抑えていくという注意は従来もやっておりますし、これからもやっております、いかなければならぬと思っております。したがって、こういう異常と認めたものについてはそれを……。

○佐藤昭夫君　そこまで結構です。もう時間が迫っておりますのであれですけれども、動機に重ねてお尋ねしますけれども、頭髪に汚染したということですが、作業をする際には頭を防護する防護帽のようなものを着用することになっておるんじゃないのかというそのことと、それからいまの事故というトラブルというのか、それについては科学技術庁の方には報告があったのか、その報告は原子炉等規制法に基づくものなのか、双方に尋ねます。

○参考人(中村康治君)　私も、こういう作業をするところでは、その施設、その部屋のその部分の空気汚染率あるいは床面の汚染率は事前の作業環境の監視ということで測定しております。その測定では、空気中の放射能レベルからいいますとマスクだけをすることでも十分だといふふうに考えております。しかしながら、手先はいろんなものに触れるということで、先ほど申し上げたゴム手袋をはめております。大体それでかぶせているわけで、いわゆる上から落ちてくるほこりを、むだなものを受けないということ、帽子をかぶっております。ところがこのあたりを手でさわ

ったという報告、申告をしておりますので、結局手袋からついて汚れていったと。先ほど申しましたように、レベルとしては内部基準にも達しない低いものでございます。

○政府委員(牧村信之君)　このトラブルにつきましては、四日に起こったわけでございまして、たまたま連休中でもあったこともあって、五月七日の月曜日に科学技術庁は報告を受けております。この報告は法律に基づくものとしまして科学技術庁は受け取っておりますが、従来から軽微なものであっても報告を求めておりますので、それによりまして動燃事業団から報告されたものでござい

○佐藤昭夫君　七八年の三月二十日に同じく再処理工場のOTIでの放射性ミストの漏洩事故というものがあつた模様ですけれども、特に何ビコキュリーの汚染事故だったのかということ、原子炉規制法に基づく扱いはどうなったのか。

○参考人(中村康治君)　御指摘のトラブルは五十二年三月十六日でございまして。途中経過を省略いたしまして観測の結果だけを申し上げます。鼻スミアーをやつて、その後、鼻スミアーでは何がしか残つていふことがわかりまして、いわゆる全身カウンターにかけて確認をいたしました数値を申し上げますと、ある一人は十のマイナスイヤキュリーのけたで申しまして、十三、九、十四という程度でございまして。これを五十年間そのままその位置で体に残つておつたという極端な仮定をいたしても、その五十年間の累積線量は〇・五から〇・八ミリレムというふうに考えられております。その後も私どもの社内の方として本人たちの追跡調査をやっておりますが、半年後にはバックグラウンドに下がっております。

○政府委員(牧村信之君)　この報告も規制法に基づく報告ではございせん。従来からの慣例によつて軽微なものも含めて報告せよという報告によつてとっておりますが、今回につきましては、こ

の件につきましては若干の内部被曝があつたわけでございますので、動燃には十分に今後こういうようなことのないように安全マニュアル等を遵守するようにということで、担当課長の方から指示したところでございます。

○佐藤昭夫君　もう時間がありませんからあれですけれども、私が前回三月二日の当委員会でも質問したときに、規制法に基づく基づかないとは何かとしまして、しかしそういう報告体制については一遍見直し、検討をやる必要もあるんじゃないかというのを局長は答弁をなさつておつたんです。ところが片一方、私の手元へ届けられました動燃のホット試験期間中に発生をした事故、故障の一覧ということで、規制法に基づく報告だということに限定はされておりますが、いまの問題はここには含まれていないということ、しかし問題の性質が、いま明らかになりましたような被曝事故、体内被曝という事故になつておる。こういう点で果たしてこれでいいのかという重大な問題が残るわけですから、一遍この点は、もう少し時間が参りましたので、もうやりとりする時間がありま

せんし、そのことを指摘をしておいて私終わります。

○中村利次君　原子力の平和利用、原子力発電等につきましては、これは賛否両論あつて、原子力の開発をやめなければ電気料金は払わないという人も中にはいるわけでありまして、こういう方たちは、いま政府から提出されておるいわゆる再処理法案、原子力発電をやめてしまえという立場に立てば、これはもう再処理法案なんというものはこんなものは全くなにもないのかということになるわけでありまして、しかし、賛否のいろんな議論はありますけれども、現実には千三百万キロワットに近い原子力発電が営業運転を現にしておるわけでありまして、もつともこれは定検のために休止中のもの、あるいは最近スリーマイル島の事故に関連をして政府の指導によつて停止中の大飯1号等がありますけれども、とにかく千二百六十七万五千キロワットですか、何かとにかく千三百万

キロワット近い原子力発電が営業運転をやっておりますというになれば、これは廃棄物の処理をどうするかということ、それから核燃料サイクルをどう確立するかということ、これはやっぱり避けて通れない、どうしても対応しなければならぬことであるから、私は国会が二年もかかってこの規制法の一部改正がまだ参議院の本委員会に決着をつけるに至っていない今日だいたいという点については、これはわれわれのやっぱり責任として大いにある意味では反省もしておるところでありますけれども、とにかく再処理の問題は海外に依存をせざるを得ない。いろんな面で自主技術の開発ということがもう非常に強く強調されるわけでありまして、私も、私もみんな賛成、これは。そういう意味からしますと、やっぱりエネルギー源としての原子力が現存をする限り、第二再処理の問題を急がなければならぬというのは、これはもう当然過ぎるほど当然であって、そこにはいわれる動機みたいな政府機関によるものであるか、民間によるものであるかという議論だけだと思ひますが、日本の電気事業はこれは民営で、いろんな議論もございまして、うけれども、私も、私もはずっとかなり、三十年あるいは三十年前後には電気事業一元化を唱えていたんですが、昭和二十六年に九分割、いわゆる発送配電一元化の九分割の電力再編成が行われて、その後三十年近い歳月がたっておりますけれども、私は日本の電気事業の形態は成功であった、したがって、三十年前後に私も唱えていた一社化、一元化、これは当時は民主化と唱えていたわけでありまして、こうならなくてよかったという、これは答えても、そうならなくてよかったというわけでありまして、したがって、この電力源、エネルギー源として原子力の平和利用を図る限りは、電気事業民営の実態に照らした再処理のあり方もこれはそういう方向で考えなければならぬのは当然のことであると思ひます。ただ、このエネルギーというのは産業活動の源泉であり国民生活に不可欠のものでありますだけに、い

ゆる民間の役割、民間事業者の役割、政府の役割というの、これはもうあるのが当然であって、だからこそ私は昭和五十年代、いわゆる六十年までのエネルギー対策の中の、何といひますか資金の需要について、その一〇％は公的負担というの、そこから出ておると思うんです。だから、一〇％程度の公的負担が正しいか、あるいは足りないのか多過ぎるのか、これはいろいろ議論のあるところでございますけれども、やっぱり政府の役割というの、エネルギーに対する私は当然これは大きな役割がある、そういうぐあいに考えております。

後ほどこの規制法案についての質問もしてみたいと思ひますが、やはりあくまでも私は前提になるのは、エネルギー源としての原子力はどういう位置づけになっておるんだということだと思ひますから、現在、これは五十三年度末でも結構でございますけれども、電力の設備容量の中に占める原子力発電の割合はどの程度になっておりますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 一〇・八%でございます。

○中村利次君 オイルショック以降、私はあちらこちらでもそう言っているんですけども、非常にオイルショックによって、狂乱物価だと深刻な不況だとか雇用不安だとかいろんな、諸悪一度にきたるみたいなそういう不幸なことがたくさん重なりましたけれども、しかし、あれによる深刻な不況によって産業用エネルギーが非常に落ち込みましたからね。エネルギーだとか電力というのは実際にはそれほど深刻に騒がれてもよかったです。非常に落ち込み込んだんですね。ところがその落ち込みというのは、実は深刻な不況で雇用不安を伴って国民生活を荒らしたわけでありまして、電力需要というものが上向きになってきておるようである。これは現に、去年の夏は猛暑でございましてけれども、夏のピークは新しい記録を去年はつくったはずであります。どうもことし

の夏は水不足になりそうである。私は本委員会でもいつか、水不足になって給水制限をやらなければならなくなつてからあわてるんじゃないかと、もうわかつておるんだから、一月からでも二月からでも、漏水を防ぐ、水圧をちょっと下げるだけでもかなりの効果があるそうだから、そういう対策をやつたらどうかということも申し上げましたけれども、ことしの夏、水不足になりそうでありなおかつ猛暑であるという予想等で想定をしますと、再び電力需要なんかこれは新しい記録をつくるといふことになることはほぼ間違いないと思ひます。夏のピーク時で、仮に、仮にですよ、原子力発電のすべてが稼働しないということになりますとどういふ事態になりますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 原子力発電に依存しております会社のいわゆる違いといひますが、そういうシナリオによりまして大分その深刻さは違ひかと思ひます。その中でも関西電力それから四国電力というのが非常に大きなウェートを占めておりまして、関西電力におきましては、原子力が全部ダウンいたしますと、これでは他の電力会社からの融通それから特約需要の調整というようなことをいたしまして予備率は〇・四%ということになります。ぎりぎりのことに相なるわけでございます。

○中村利次君 これは広域運用をやつて確かに電力の融通が行われるわけでありまして、しかし、いま審議官のお答えをいただきましたように、すべてが完璧、一〇〇%完璧な融通体制があるというわけでもないわけでありまして、したがって、それは関西あたりが一番深刻でしょうけれども、それでは、可能な限り融通をしたとして、大飯一号を夏のピーク時に運転再開をしなかつた場合の関西の需給関係はどうですか。大体予備力率が〇・四%程度ですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先ほど申し上げましたのは原子力発電所全部ダウンした場合ということでございますので、大飯1、2号ともに供給力としては入つておらないわけでございます。それで、その周辺の電力会社からの融通を最大限見込

みまして予備力は〇・四%ということでございますので、火力発電所の事故または公害による発電の停止というようなことがありますとたちまち需要制限というような事態になるわけでございます。

○中村利次君 こういう仮定のことですけれども、なかお答えをいただけるかどうか分かりませんが、とにかく、確かに地域によつての格差がありますね。格差はありますけれども、このまま原子力発電を、現在営業運転中、定検中のものを含めて全部停止をして、そしてその他の原子力を除く水力、火力等によつて電力の需要を賄うということになりますと、現在ただいまあるいは昭和六十年の想定で、大体需給のバランスはとれないんだからアンバランスになるんだけれども、アンバランスの度合いはどの程度になりますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 非常にむずかしい御質問なのでなかなか適当な答えになるかどうか分かりませんが、現在あります原子力発電所の供給力が全部落ちたといひますと、八月のバランスで九社合計の供給力は〇・九%ということになります。それで、それで各社別によりましては、たとえば東京とか関西とかそれから四国がほとんど予備力がなくなるというふうなことになるわけでございます。それで、ただいま御質問の原子力が全部なくなるということになりますと、昭和六十年度一億七千六百万キロワットの電源が必要というところ三千三百万の原子力がいないという勘定になりますと、一八・八%の穴があくということになります。また六十五年二億一千九百万の電源設備が必要とこへ持つてまいりまして六千万ないといふことは二七・四%の穴があく。これは少なくともピーク時のバランスといひますが、設備のバランスでございますので、この供給力との換算といふのはまた違つた意味合いを持っているといふことは御承知のことだと思ひます。またアワーについてはもっと大きなウェートの穴があくということでございます。

○中村利次君 まさに確におっしゃるとおり全

国平均六〇％というような負荷率がこれでもいいのか、これはいろんな問題がありますよ。東京なんか五〇％ちよい。ですからとにかく立地問題でこれほど困難をきわめているときに負荷率が六〇％ぐらいで、果たして何か打つ手はないのかといういろんな問題がありますけれども、おっしゃるとおりこれは異常な状態に、だんだん原子力を無視して考えるとなっていく。ところがどうも困った

ことには、予備率八〇程度のもがなければ電力の正常な供給はできませんと言つたつて、これはなかなか、それじゃその予備率が五〇％になり二〇％になりマイナスになつたらどういふことになるんだと言つたつて、そういうあれが現実起きてみなければなかなか言えない。だから私は原子力全部をとめてしまへという乱暴な意見がまかり通つていると思うんですよ。国民の皆さんこれはおわかりにならないわけだ、こういうことは。

予餉率が赤字になったらどうなるのか、二%になったらどうなるのか、三%になったらどうなるという事態が、日本の場合にはどういふのですかね、どういふ表現がいいんだか知りませんが、成田なんかでも鉄塔が例の過激派によつて倒されたところが、招集がかつたら百人も二百人もさつと一遍に集まつて、そして供給に大して支障がないように復旧をしちやつたというような、そういう働きバチの標本みたいなのが日本の国民性でありましょうから、とにかく電気が空気が水みたいになつちやつて、スイッチひねつてみて電気がつかなければ、むしろそれに対してものすごい憤りを感じる。電気が足りなくなつたらどうなるんだという点の意識がきわめて乏しい。

そして、先ほども申し上げましたように、原子力をやめなければ電気料金は払わないという方々たちの検針の結果を聞いてみますと、国民世帯の平均電力使用量の数倍お使いになっていて、そしてその原子力の開発は直ちにやめろ。これでは実際首尾一貫しないことなんです。私も実はこのエネルギーのバランス、電力の需給バランスという点については大変に前から深刻な心配をしている。

んですけども、やっときのう、資源エネルギー庁の天谷長官が衆議院の商工委員会で、五十二年の六月に発表された総合エネルギー調査会の例の「長期エネルギー需給暫定見通し」の見直しをした方がいいだろうとかなんとかというようなことをおっしゃったそりでありますけれども、通産省としてはそういうやつぱり構えというものがおありなんでしょうか。

○政府委員(児玉勝臣君) いま先生おっしゃいましたように、現在の長期エネルギーの計画というのは、五十二年の六月に策定いたしました総合エネルギー調査会の暫定見通しに基づいておりまして、それで、その後のいろんな事象、たとえば低成長時代に入ったということ、たとえば、円高になりましたし、それからまた石油事情を考えまして、イランの政変ということもございます。また今度スリーマイルアイランドのように、せっかく

原子力の安全問題についての信頼が高まって来る
ときに水をかけるような問題がありまして、また
原子力の見直しというところについてもなかなか審
議を許さない、そういうことで、需要の減退とい
うこと、それから供給力の不足ということ、そう
いうことを両者勘案いたしまして、このバランス
というものを考えなければいけません。か
、そういう機運は通産省内部にも出ておりました
が、しかしその改定の時期はいつにすべきかとい
うことについては、昨日天谷長官も申しておりま
したように、中東情勢だとか、それから米国の原
発事故の影響の見直しというようなことがはつき
りした時点で検討するのがいいのではないかと、こ
う思っています。

○中村利次君　私も軽々に暫定見通しの見直しを
なさいと言うつもりはございません。しかし、こ
れはもう私は前々からこの暫定見通しは達成で
きませんぞということを言い続けてきた手前で、
といつてそれは政府が達成できまへんと言つたん
じゃ身もふたもございませぬから、やつぱり達成
する達成すると言つてこられたんだけれども、や
つとこれが見直さざるを得ないという、そういう

そこで、この暫定見通しの維持ケースでも促進ケースでも何でも結構ですが、昭和六十年代、六十五年度というのを見てみて、省エネルギーの昭和六十年一〇・八、石油換算八千万キロリッター、これは水かけ論になりますからやめますけれども。

ります水力、一般水力、揚水、地熱、国内石油・天然ガス、国内石炭、原子力、LNG、海外石油・炭、こういうものをずっと見て、原子力の比重というものがやっぱりだんだん高まってきておるんだけれども、原子力を仮にすべてやめたとして、それではどこに代替エネルギー源を求めているのか、これはあくまでも選択ですから、私は、これはここでその可能性があるとすれば、い

いかに思うんです、この割りでいきますとね。拙熱の六十年百万キロ、六十五年三百万キロというのは達成するのはきわめて困難である、どんなにがんばっても。それから国内石油・天然ガス、これははもう論外といたします。国内石炭二千万トン出炭体制は私にとりにくいと思う。千八百万トン台でぎりぎりいっぱい。それから原子力はまあこれは落とすとしますと、こいつを代替するとすれば、どう見渡しても、どこへくつつけるんだと言ったら石炭以外にはない。ところがそうなりきすと、大體昭和六十年促進ケースで一億二百万トンの石炭を一億七千万トンぐらい輸入をしなけれ

は、そでその中の六、七千万トンくらいは一般炭の輸入で石炭火力発電所にしないと原子力の代替たり得ない。これははかにはどう押し込んでみたつて絶対にこれは代替たり得ないと私は思うんですけれども、見玉審議官いかがでしょう。

○政府委員(見玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいますように、原子力がスロウダウンしたときにそれを補っていくものとしては石炭というのが一

たLNGということになりますが、まあ海外石炭におきまして、いまおっしゃるのように、いまでも昭和六十年促進ケースで一億二百万トンという計画になつております。特に一般炭にしてみますと五倍ぐらいの拡大策というふうに考えておりますので、まあそれ以上にさらに石炭を拡大するとい

うのは非常にむずかしいし、それから LNG に つきましても、これまた現在の六倍ぐらいの量といふふうな考えておりますので、それにさらに上乗せということとは非常にむずかしくて、これは単に量的な問題じゃなくて、おのおの海外開発とかそを依存する先、たとえば LNG でずっと、有望な LNG の供給先というのがやはり中東に偏在しますので、やはり同じ中東、脱石油という意味から言っても、LNG はいいとしても供給力の分散といつても、

た、相手の国の工業力の違いというようなことでも、うまくタイアップしていけるかどうかということだ、うまくタイアップしていきましても、この問題もごさいます。まあ石炭につきましても、これもまた準備期間というのが相当かかりますので、非常に原子力がスローダウンしたときには、ほかの方に転嫁するという余地が余りないように私は思います。

○中村利次君　私も全くそう思うんですが、LNGの対策促進ケースの三千万トンというのも、いまはなかなかLNGも順調にいつているようでありますけれども、昭和六十年三千万トンが達成できるかという点、私はいろんな問題を承知しておるつもりでありますだけにきわめてむずかしいと

思いましたから、あえてこいつは外したんですけれど、それにしても、この三千万トン何とかして達成していかなければならぬと思います。が、石油が目先あるいし中期的に見れば量的にはそう大した心配はないでしょうけれども、価格の上ではこれはもうかなり深刻な対応をしなければならぬことになるだろうと私は思うんですよ。で、アメリカの新エネルギー政策を見、それから

アメリカのこのエネルギー戦略といいますが、そういうものをいろいろ見てみても、あるいはわが国の五省エネルギーの結果がどうなるだろう、あるいはこの五十四年度の石油の輸入、五十三年度に比べて七・九%増加の輸入の計画をしなければならぬといういろいろなことを考えますと、これはOPECによる石油価格の値上がりというものは何といってもこれは防げない。このIEAが、むしろ加盟国が五%以上の石油の節約に成功をするような好ましい事態にでもなればOPECの石油値上げの足を引っ張るといことも考えられますけれども、しかしそういうことにはなりそうにないと言え、やっぱりこれは石油の価格の高騰というのはきわめて日本経済にとっては、あるいは国民生活、雇用問題等を含めてかなりこれは深刻な問題になる可能性がある。

それから、中期、長期的には量、価格両面での心配が石油ではあるということになりますと、しからばそれにかわるものはこの二十世紀あたり何だと言え、やっぱり石炭かあるいは原子力か。その石炭はきわめて大事故、それから地球上の埋蔵量は豊富であって、石油にかわるものになければならぬから、私はこういうのをこの目先、中期的に見てじゃんけん輸入をして、そして石炭火力でもたいて、環境問題なんかで国民の間に不信感でもつくっちゃったら、もう将来のエネルギー対策というのはどうにもならぬ。ですから、石炭はきわめて大切な地球上のエネルギー資源として、液化、ガス化等を含めて、これはもう大事故に国民の合意を得たエネルギー源として将来使っていかなければいかぬ。

ですからそういうことを考えますと、これは原子力の開発を順調に進めていく以外わが国の生きる道はどう考えてみたって——私はそうじゃないんだという議論があつたらもうそれをぜひ伺いたいと思うんですが、そういう議論は政府は聞いたことがありますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生のおっしゃる意味は、非常に現実的な路線の選択という意味ではま

さにそういうことであらうと思います。先ほど石油の価格の高騰のことにもお触れになりましたけれども、まさにいまOPECが価格の上昇の予告をしておりまして、したがって品薄にいまなってきたております。それで、本来石油の非需要期に入りまして油の値段が下がる時期になつておるにもかかわらず、依然としてじりじりと上がつておりますし、六月ごろにまたOPECの値上げという、そういうときの一つの油の投機というのをどうも促しているのではないかと、いふうにもわれわれ考えておまして、どうも実際に使われている油よりどこかたまって油が多いのではないかと、いふようなこともあります。したがって、そういう油といふのが従来のような低価格安定といふことじゃなくて、一つの投機物になるような、価格によって需給バランスがいろいろ行われるといふような事態にもなつてまいりますので、非常に油の供給といふのが、そういう意味では価格を含めてまた不安定になるということであらうかと思つたので、そういう点、石炭なり原子力なりといふもので安定して供給されること、非常に望ましいのではないかと、こう思つております。

○中村利次君 これは確かに残念なことですが、でも、日本の原子力がアメリカからの輸入であるといふこともあって、何かアメリカがくしゃみをすると日本が大病になるような、アメリカがこう言つた、アメリカのカーター大統領が原子力の開発についてはスローダウンをする、FBRなんかはもうこれは開発は当分見合わせであると言つて、日本が何を騒ぐんだ——全くもつとものように聞こえて、アメリカなんかエネルギー資源大国です。石油だつて大変な資源大国。いつも言うように石炭なんかだつてそれは物すごい資源大国。その他の核燃料、ウランにしろあるいはオイルシェール、オイルサンド、とにかく私に言わせると、アメリカが表面上看板では大変に石油の看板をかけて、それからガソリンの配給制だとか、あるいは排気量のかい車からは課徴

金を取るとか取らないとか、排気量の小さい車には報奨金を出すと、いふ、そういうきわめて極端な石油政策を表面上とりながら、なおかつ石油の輸入をやつてやつてやり過ぎちゃつて、やり過ぎてドル価値を下落させて国際通貨問題にまで影響をさせるという、いふやうな方なんといふのは、私は少しこれは思ひ過ぎかもしれないけれども、資源大国としてのアメリカは、石油の価格は上がったつてちつとも困らない。むしろ代替エネルギーが、たとえば石炭の液化なんか石油の値上がりによって採算ベースに合うようになれば、あるいはその他の代替エネルギーなんか石油価格の上昇によって非常に何となく安価な代替エネルギー源になるということになると、アメリカなんかまさにこれは左うちわだ。それを全く無資源国の、石油なんか、まるで、九九・八%輸入です。石炭なんか唯一の日本の地下資源といふのが千八百万トンしか——原油関税から巨額の助成金をつぎ込みながら千八百万トンぐらゐしか掘れない。これを二千万トンに掘り増ししようといふたつて、できないでしよう。ほかに何があるか、エネルギー資源が。その日本が気楽に、アメリカのカーター大統領がこう言つて、ああ言つて、冗談じゃない、経済だつて忍術使つて景気が回復するわけじゃあるまいし、エネルギー対策だつて手品を使つてエネルギー対策が成立するわけじゃないわけですから、省エネルギーをどう実現するか、それから石油にかわるエネルギー源をどう安全に正しく確保するか、こういうこと以外には全くないと思ふんですけれども、しかしまあ現実問題として、私は言ひ分は山ほどあるけれども、アメリカのスリーマイルアイランドの事故が国際的な原子力の平和利用、その開発にかなりの影響を与えることはこれは避けられないんじゃないかと思ひますよ。

ですから、主張は主張、現実には現実として、そうなりますと、これに対してどう対応されますか。○政府委員(児玉勝臣君) スリーマイルアイランドの発電所の事故によりまして、原子力開発の最も基調となつております安全問題について国民が大いなる不信感を持ったといふことは否めない事実であらうかと思ひます。そういう意味で、日本の原子力平和利用といふのはこれは何といつても安全第一でございますので、まずその安全に対する信頼性の回復といふのに努めなければいけない。これは官民挙げて行ふ必要があるかと思ひます。

したがって、通産省といひしましても、一つ一つの発電所についての監査をしたり保安規定の見直しをしたり、そして定期点検の立ち会いのときも十分の検査をする、それからサイトに検査官を配置する、そういうようなことでその安全に対する真摯なる努力を続けて、国民から安全に対する信頼を回復したい、こう考えております。その上で原子力の開発といふものに理解と協力を得たいと、こう思つております。

○中村利次君 そうでありましようけれども、とにかく私は、昭和六十年に三千万キロワット近い——これは昭和六十年といふと、もう計画は立つておるわけでありまして、したがつてこれはもう現時点ではつきり見通しがついておる。

ところが、たとえば宮城県の女川にしろ、それから鹿児島県の川内にしろ、川内なんかは、私の承知するところではいふゆるこれはもう、反対同盟の活動といふのはなくなつてはいないかつたけれども、そいつを激しくやるとかえつて浮き上がるような情勢にあつた。ところが、今度のスリーマイルアイランドのあの事故は、そのサイトの首長さんたちをして——私はあの事故が正しく、正確に認識をされて、その上で政府もあるいは立法府も、あるいは地方自治体もその議会も、正しい、正確な認識の上に立つて慎重なこの対応、対策をするといふのは当然だと思ふんですね。ところが、私がこんなことを言うと、それは知事さんとか市長さんなんかは、ふざけるな、おれは正確に認識しているんだとおっしゃるかもしれないけれども、とにかく何か政府がはつきりした安全対策を出すまで一時保留してくれとかなんとかとい

う申し入れがあつていふでしょう。それは政府にもあつておる、電力会社にもあつておる、こういうものに対してどう対応されておるのか。

それから、国民の皆さんがやっぱり安全性について疑問を持たれた。その点について私はやっぱり、繰り返して申し上げますが、あの事故に対する正確な認識の上に不安を持たれたものに対しては、これは私は正しい対応をやっぱり政府がやらなければいかぬと思う。ところが、あおり行為というのに乗つて、何かいかにものあれによりつて日本の原子力発電のすべてが安全上問題ありと、こういう認識の上に立たれた場合、それに対してどう対応するのか。これは通産省もあるいは科技厅も、原子力サイトにおいて過去にいろんな反対運動がありました。ビラ、チラシのたぐい、そういうものが非常にばらまかれ、あるいは看板なんかをつくって立てられた。その内容について承知をされていらつしやいますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 看板や何かのいろいろなビラその他につきましては、大分時間をおくれば後当方に入つておりますけれども、どういふビラだとか物がそこで配布されているかというのはいずれも承知しております。

○中村利次君 やつぱりそういうものを知らんになつて政府は正確な認識というものを持つておられないと、対応を誤ると私は思います。全くそれはでたらめなビラ、チラシなんというものが大量にばらまかれていくわけですからね。とにかく原子力発電の推進が日本の核武装に直結しているようなあおり行為というんですか、それから安全性について全く根拠のない地域の方たちの不安感をおおるようなそういうものを、私は本委員会にも持つてきて出したことがあります。参考人のおうでになつたときにはね、このチラシについてどう思いますかと言つたら、いやそのチラシはあれたちが出したものじゃないとお答えでしただけだ、でも、やっぱり反対運動をおやりになつておるんだ、どの団体が出したことは間違いないんですよ。ですから、いままでもそういうことが

繰り返して繰り返して行われてきた。今度のスリーマイルアイランドの原子力発電所の事故についても、あの事故、これはもう大変重大な事故であり、あるいは残念な事故なんです。まことに私どもにしてはけしからぬと思う。その事故、原因から結果まで、それから環境に与えた影響、こういうものを正確に国民の皆さんに認識をしていただくようなそういう行動が、原子力の平和利用に賛成派であつても反対派であつても、その上に立つて賛否を論ずる姿勢でなければならぬと思うんだけれども、そうじゃなくしてそれ見たことか

大飯の停止だつてさうですよ。私は大飯の停止についても、四台もある補助ポンプが全部起動しなかつたという想定のもとにチェックをするなんてそんなばかげたことを自分たちが、とにかく一台だけで三台は常に起動できるように状態に置かなければ原子力の運転はできない、その日本でも、四台とも全部起動しなかつたという想定でチェックをするというのは現実離れをしていると思ひますけれども、それでも、安全追求に行き過ぎがあつてもそれはその方がいいという立場から、それは結構だと思ひます。

しかし、そういうことをやるために大飯をとめたことが本当に国民の皆さんの、政府が安全性について、徹底的に安全性を追求してやつておるんだから、原子力の安全性については政府が責任を持つておるという信頼が果たして大飯の停止によって生まれたかどうか。私はそういうものがあると思ひます。仮に何か転ばぬ先のつえみたいなことを徹底的にやつたとしても、そのことは大変に評価されていふと思ひます。ところがさうじゃなく、大飯はやつぱり安全性の問題があつたから、危険だからとめたんだ、だから原子力発電のすべてに反対しようという者に利用されるとすれば、政府は何をやつていたんだということになるんですよ、これは。むしろ国民の合意を得るそういう方向にいかないで、国民の合意を取りつけないようなさういふことに利用されたとしたら政

府の責任はきつめて重大だと思ひますが、こういうことを質問するのははなはだこれは政府にとつては迷惑千万かもしれないけれども、いかがですか。もしお答えになれたらお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生のおっしゃるような解釈も確かにあるかと思ひます。しかし、われわれもいたしましては、やはり先ほど申し上げましたように安全第一という意味で、安全に對していささかも国民から指摘を受けるというようなことのないようにしなければならぬということ、安全委員会の方と御相談しながら今回の停止を決めたわけでございまして、その辺御了承いただきたいと思ひます。

○中村利次君 まあさういふ御答弁以外にはなかなか答弁しにくいでしょうから、さういふ御答弁で了承いたします。

そこで、もう時間も少なくなりましたから、この原子力の設置についても、これは言うまでもなく、私どもはエネルギー源としての原子力の開発は何としてもこれは避けて通れないというよりも、むしろ安全性の確保を前提としてどうしても開発を進めなければならぬという立場からしますと、再処理をやつぱり、東海でつたのは二百十トンでしたかね、これはフル操業をやつたとしてもとにかくどうにもならぬ。しかし、あれは動燃で再処理技術のわが国におけるパイオニアとしての役割りを果たされたわけでありまして、そこで原子力の開発の推進度合いに見合った再処理工場の設置というのを考えるのが当然である。で、先ほど申し上げましたけれども、日本の電気事業というのは民営でございまして、さういふ意味で民営の再処理工場が考慮されるのはこれも当然である。

その場合、再処理工場に限らず、やつぱり政府の役割り、何といつてもこれは国民生活、産業活動の原動力としてのエネルギー、電力でありますから、したがって民営の事業の果たすべき役割り、民営の電気事業であつても政府の果たすべき役割り、さういふものがあるのは当然だと思ひます。さういふ意味で、原子力の設置以上にこれはやつぱり再処理工場については安全性というものが追求されるはずですが、さういふ点についてはどういふ対応をお考えでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) いま先生御指摘のように、わが国の再処理施設としては動燃事業団の東海村の施設があるわけでございまして、これを日本の貴重な経験にいたしまして、日本に必要な将来の再処理施設の安全確保を図っていくということが極めて重要であるという考え方はお説のとおりであらうかと思ひます。で、今回の法律改正によりまして、再処理施設を民間においても行えるようにする変更の法律の改正をお願いしていただくわけでございしますが、その考え方にいたしまして、安全を確保するということを大前提に置いた法改正をお願いしていただくつもりでございます。

で、まず最初に、再処理工場というのはそれほど多数の工場を必要とするものではございませんので、特定の資格を持った者に指定いたしましたして行わせる、十分技術的な能力もあるところを限定して行わせるという指定制度の採用、それから建設し運転に当たりまして、従来の規制法におきまして規制では、性能を確認する際に、単に施設の検査だけでございしましたが、今回は原子炉と同様に性能検査の条項を加えさせていただきます。使用前後検査という制度を採用しております。で、ここで施設検査が終わりました後、実際の試運転をいたしまして、その再処理工場の性能を確認した上で本格操業に入らせるという制度をつくっております。

それから、毎年一回定期的に政府の定期検査を受けるというふうな仕組みを、これも原子炉と同様な規定を新たに追加いたしました定期検査を行うというふうなことで、その他必要な、たとえば使用計画の徴収等の所要の整備を行ひまして、安全の万全を期したいというふうに考えておるところでございます。

なお、前回の法律改正で原子力安全委員会の設置をお認めいただきましたときに、安全委員会が行政庁の行いました安全審査等につきましてダブルチェックを行うことに法律の改正が行われたわけでございますが、再処理におきましても必要な安全審査を行う、安全委員会におけるダブルチェックも行うというふうな万全を期することは原子炉と同様に考えております。

それから、これから民間の再処理施設が建設に入りますまでに、われわれといたしましてはその安全性を審査いたしますいろいろな諸基準、審査基準等の整備も図っていかねばならないということ、動燃の再処理工場の稼働を生かしつつ、そういう審査基準の整備を図るよう、現在安全委員会のもとに基準のための基準部会をつくりまして、鋭意検討を加えておるところでございます。

○中村利次君 工場の設置あるいは設置後の運転についての安全性の問題ももちろんあるわけでありまして、いろいろなやっばり関連の安全性の追求というのが必要になってくると思えますね。たとえば、今後どういう地点に原子炉が設置されるか、いまのところは大体福井県あるいは新潟県、福島県、それから関西が大阪、それから四国の伊方、九州は玄海に、まあ建設地は川内ですか、しかしそういうところからやっばり再処理工場に廃棄物の輸送が当然これは伴わなきゃならない。そうなりますと、やっばり当然そういう点についてのもこれはもう事前にばっちりその地域住民の皆さんの不安を取り除いておいて、いざそのときになっていような問題が起きないような対策というものは当然行われなければならないと思えますけれども、そういう点についてはいかがですか。

○政府委員(牧村信之君) 使用済み燃料等の輸送の安全の確保につきましては、これもきわめて重要な問題であるわけでございます。この輸送につきましては、実は前回の基本法等の改正の際に確認制度を、輸送容器等を事前に確認する制度、あ

るいは輸送に当たりましての輸送方法の確認をする制度等の整備は実はあの改正の際に行っていたものでございまして、日本の安全輸送に対する規制の体系はほぼ整備されたと考えておるところでございます。これらの輸送は、使用済み燃料等につきましては、これらに輸送におきましてかねてから国際基準がつけられておるわけでございまして、わが国も、このIAEAの輸送に関する国際基準に合致した、あるいは物によりましては厳重な方法で規制しておるところでございますが、わが国の輸送の技術基準につきましては、このようなIAEAが一九七三年に放射性物質の安全輸送規則というものを定めておりますが、この規則に沿いまして、日本の事情も加味する必要があるもので、当時の原子力委員会での御検討、それをもとにいたしまして、安全基準を法制化するに当たりましては、放射線審議会の議決をいただいたものにつきまして法制化をしておるところでございます。

で、具体的に申し上げますと、使用済み燃料の輸送の際には、幸いにいたしまして発電所の物揚げ港から海上輸送されて、恐らく現在の場合ですと東海村に運ばれてくるわけでございまして、比較的一般公衆が関与しない海上ルートを通じてきております。そこで、現在の規制の仕方といたしましては、一部陸送並びに海上輸送ということで行われておるわけでございます。で、陸上並びに海上輸送におきましても、使用済み燃料を入れる容器の確認につきましては、先ほど申し上げました技術基準に基づいて確認された容器に確認された積みつけを行いましたもので輸送する、また輸送する船につきましても、運輸省の方の関係法令で十分な安全審査をされた難沈構造の船をもって輸送するということなる規制を行いまして、万全を期しておるところでございます。

そこで、一般的に申し上げますと、その輸送容器等の確認行為は科学技術庁が行いまして、輸送方法につきましては運輸省が行うというふうな仕分けをもちまして現在規制が行われておるところでございます。

○中村利次君 これはブルトニウムの輸送問題、あるいは核ジャック対策、いろんなものがまだあると思います。

それから、これは大体政府の考え、計画といえますか、この法案を提出されるに当たって昭和六十五年ごろを見込んだ第二再処理工場の建設というふうでございましたから、この期間も、第二再処理が民間において行われるという場合でも民間の技術の習得、吸収といえますが、そういう点についての期間も非常にあることでありまして、それから、こういう法案を提出される以上は全く何もおやりにならないで提出されたわけでもないでしようから、現在ただいまでも業界からは動燃あたりにも出向して習得中の人もあるはずでありますし、そういう点についての政府の、しかしそうであっても責任がある御答弁を私はいただいておきたいと思いますが、まだ本法案は本日た

だいま議論するわけじゃございませんから、私はいま議論してもいいと思いますが、やっばりもういまませんから、だからまだ幾らかの時間が私にも与えられると思えますので次に譲ります。が、さっきのあれでIAEAのいまの安全局長のあれで思い出したから質問をしますけれども、この国際的な被曝許容線量は五レムです。日本でも電力労使で協定しておるのが三レム、私がやったときには三レムであった。これはミリレムの単位に直せば、言うまでもなく五千ミリレムが国際被曝許容線量です。先ほど、規制法の定めはどうあるうとも、どんな小さな、私はモニタリングをやって一ミリレムが計量されたからこれがトラブルであるかどうか、どういうのかわかりませんけれども、一ミリレムであっても〇・五ミリレムであってもやっばり報告を求めておられるのですか。

○政府委員(牧村信之君) 事故の、あるいはトラブルの報告につきましては、もちろんたとえ再処理工場あるいは原子力施設等、放射性物質を扱っている施設からでございますと、事故の中には当然放射性物質を被曝するというようなものがあるわけでございます。その様態によりまして報告の形が違いますが、現在の段階におきましては、非常に細かい、規制法では要求していないような事故、トラブルにつきましても、地域住民の関心の非常に高いところでございまして、事細かに報告を求めておるのが実情でございます。かねてから私もたとえ再処理施設のトラブル等につきましては、あるレベル以下のトラブルにつきましても所内に公表して、またそれがある一定期間まとめて外に出していくというふうなこと、そのたびに報告するようなシステムではない、まとめてやる方法というふうなものも検討はしておりますけれども、なお現段階におきましては地元市町村あるいは報道関係の方々の御了解もなかなか得にくい状況で、やはり個々に、現段階においては事細かく発表した方がだんだん理解を深めるものになるというふうな認識でございまして、私どもも現段階ではそういう方法で進めておるところでございます。行く行くは何かの合理的な公表の仕方を考えてまいりたいとは思っておりますが、現状においては、先生御指摘のように個々の非常に細かいものまでも発表するという方式を現在とっておるところでございます。

○中村利次君 これは私は本当に大いに疑問があるのです。これは被曝許容線量五千ミリレムというのは年間被曝ですけれども、瞬間被曝であったらこれは同じですからね、許容線量ですから。それから、内臓のレントゲン透視をやる。あるいは私みたいな歯が悪い者は歯のお医者さんに行きますと、やっばりレントゲンを撮られる。歯はここよりも大体倍あるいは三倍の被曝をするわけですね。ミリレムに換算すると百ミリ、二百ミリから五百ミリレムぐらいの被曝をする。これは放射能管理の上から一ミリレムでも報告しなければならぬということになると、どえらいことですからね。ですから、これはいわゆる核兵器の被爆国としての日本の特殊事情からそういうあれをおやりになっているのかどうか知りませんが、私ども、私はそのことが国民の皆さんに安全性に

ついでに政府の姿勢が信頼されるのならは何にも言いません。しかし、一ミリレムという表現は百ミリレムという被曝——被曝という表現すら、一般の方に被曝なんて言ったら目をむかれるのですから、ですからそういう表現すら問題のようない、百ミリレムはどうだとか、あなたはレントゲンを撮れば二百ミリレムくらい被曝しているのですよと言えればびっくりするくらいですから、そういうときに一ミリレムや〇・五ミリレムの被曝まで一々報告しなければならぬ、そういう現状というのが果たして私は国民の信頼を得るために役立つのかどうか。役立っているかと断定ができるのなら私は結構だと思ふ。しかし、これはやっぱり再考をさせていただくことを私は求めたいと思ふますが、きょうはこれは御答弁は要りません。

それで最後に、これもあつち飛びこつち飛びで申しわけございませぬけれども、石炭問題で私はもう一回どうしても最後に要望しておきたいと思ふますけれども、私は先ほど申し上げましたように、石炭は地球土のかげがえのないやっぱりエネルギー源でございますから、環境を損ねないような石炭の利用をどうしても、これは私どもも考えていかなければならぬ。そのために、原子力があるしも立地問題なんかで計画よりもおくれた場合に石炭火力でこれにかえようというふうなことになるますと——私は何でもこういうことを言うかという、現にそういうあれがもうあるんですよ、石炭火力にかえようという。これはいま石炭の利用をしないと言っている人たちですら、私はやっぱり集じんあるいはSO_x、NO_x対策、それから灰処理、こういうものでいろんなあれが出てくれば、マツタイムで枯れた松を石油火力のあの発電所の煙で枯れたんだと言って、だれもそういう事実は信じないのに言いつつて引かない人すらいるわけですからね。ですから、石炭を本当にたいて——大量にたきますとこれは現在では石炭火力が一番環境に与える影響は大きい。だから、そうでないように将来技術の開発をして、液

化ガス化前に、集じん技術の開発から、SO_x、NO_x対策、それから灰捨てをどう技術開発するか、これは困難な問題ですけれども、その灰処理をどうするか、そういうことを本当に、石炭をエネルギー源として利用することに国民の皆さんからの不安やあるいは反対を受けられないような対策を講じていきたいと思います、原子力と同じように石炭も遠い将来に向かって中期、長期的にかけがえのないエネルギー源ですから、これをいまの原子力と同じようにまたまた騒がれて、こんなのはもうやめちまえなんというふうになつたら、日本のエネルギー源なんというものは全くこれはおかしくなつちやうて、それで国民生活はめっちゃめっちゃになる危険性がありますから、石炭の利用についてはひとつ当面は本当に慎重にやつてくださいよ。余りエネルギーの選択に急な余り——大事なエネルギー源だけにひとつ大事にしたいと思っています。

終わります。

○委員長(壇上登壇) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会をいたします。

午後五時十三分散会